

令和3(2021)年度

# 国の施策等に関する提案・要望



カンセキスタジアムとちぎ  
(栃木県総合運動公園陸上競技場)



令和2(2020)年7月

栃 木 県

VERY  
GOOD  
LOCAL  
とちぎ

# 提 案 ・ 要 望

栃木県政の推進に対しまして、日頃から深い御理解と温かい御支援を賜り、厚くお礼申し上げます。

昨年 10 月の令和元年東日本台風に伴う記録的な豪雨により、本県では甚大な被害が発生しました。現在、被災者の生活や生業の再建、公共土木施設等の災害復旧等に向け、国や市町をはじめ関係機関と緊密に連携しながら、全力で取り組んでおります。

また、新型コロナウイルス感染症につきましても、今後想定される感染の第 2 波に備えるため、検査体制の強化や医療提供体制の整備など、県民の命と健康を守る各種対策をスピード感を持って進めますとともに、県民生活や地域経済への影響の最小化を図るべくオールとちぎで取り組んで参りますので、補正予算での対応を含め、できるだけ早期に施策展開が図れるよう、特段の御支援と御協力をお願い申し上げます。

さて、今年度は、計画期間の最終年度となる栃木県重点戦略「とちぎ元気発信プラン」の総仕上げを行うとともに、令和 3 年度を初年度とする次期プランについて、人口減少・高齢化の進行をはじめ、子育て・教育環境の更なる充実、気候変動・大規模自然災害・新たな感染症への対応などの諸課題を的確にとらえ、中長期的な展望に立って策定を進めております。

また、今年度初年度となる県版まち・ひと・しごと創生総合戦略「とちぎ創生 15 戦略（第 2 期）」では、「関係人口」の創出・拡大や未来技術の活用などの新たな視点に基づく施策を積極的に推進し、人口減少問題の克服と地域の活力維持を図って参ります。

さらに、来年夏に延期となりました東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会の成功に積極的に貢献し、大会開催に伴う様々な効果を地域の活性化に結び付けていくとともに、その 1 年後に本県で開催予定の「いちご一会とちぎ国体」「いちご一会とちぎ大会」を更なる発展を遂げる絶好の機会をとらえ、準備に万全を期して参ります。

この「令和 3（2021）年度国の施策等に関する提案・要望」は、新たな制度の創設や施策の推進、必要な財政措置など、地域の課題を解決するため是非とも御協力いただきたい事項についてとりまとめたものです。提案・要望の内容を十分に御理解いただき、国の予算編成や施策の決定に反映されるようお願い申し上げます。

令和 2（2020）年 7 月

栃木県知事 福田 富 一

## 目 次

### 新型コロナウイルス感染症対策特別要望

1	医療機関への支援について（内閣官房・厚生労働省）【新規】	1
2	検査体制の更なる拡充について（内閣官房・厚生労働省）【新規】	2
3	感染者情報の公表基準について（厚生労働省）【新規】	3
4	中小企業の資金繰り支援について（経済産業省）【新規】	4
5	サプライチェーン再構築支援について（経済産業省）【新規】	5
6	持続化給付金の要件緩和等について（経済産業省）【新規】	6
7	中小企業等の復興支援策に係る予算措置について（経済産業省）【新規】	7
8	雇用の維持・確保について（厚生労働省）【新規】	8
9	観光需要の回復について（国土交通省）【新規】	9
10	児童生徒の学びを支えるICT環境整備の推進について（文部科学省）【新規】	10
11	新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた補助事業の目標年度の延伸等について （農林水産省）【新規】	11

### 全体要望

#### ◇ 次代を拓く人づくり、健康で安心な暮らしのために

12	子ども・子育て支援施策等の充実・強化について （内閣府・文部科学省・厚生労働省）【一部新規】	13
13	障害者への支援の充実について（厚生労働省）	15
14	地域医療確保対策について（厚生労働省・文部科学省）	17
15	介護人材の確保対策等について（厚生労働省）	18
16	きめ細かな指導ができる教育環境の整備について（文部科学省）	19
17	公立学校施設の整備促進に係る施策の充実について（文部科学省）	21
18	高校生の山岳事故防止対策等の充実・強化について（文部科学省・国土交通省）	22
19	外国人材の受入れと多文化共生施策について （法務省・総務省・文部科学省）【一部新規】	23
20	地方消費者行政の安定的な推進について（内閣府）	25

#### ◇ 地域資源を生かし成長するために

21	農業の成長産業化や農村地域の防災・減災力の向上に向けた農業農村整備のための安 定的な財源確保等について（農林水産省）【一部新規】	26
22	経営所得安定対策等の充実及び制度の恒久化等について （農林水産省）【一部新規】	28
23	野生鳥獣被害防止対策への支援及び新技術研究・開発の強化について （農林水産省・環境省）	30

24	クビアカツヤカミキリ防除対策の支援について (農林水産省・環境省) 【一部新規】	----	32
25	CSF (豚熱) と ASF (アフリカ豚熱) の総合的な対策の推進について (農林水産省) 【新規】	----	33
26	林業・木材産業の成長産業化に不可欠な木造・木質化推進について (農林水産省) 【一部新規】	----	35
27	地籍調査の推進について (国土交通省)	-----	36
28	リサイクル産業の理解促進と高度なリサイクルの推進について (環境省)	-----	37
29	気候変動対策の推進に対する支援の充実について (環境省・経済産業省) 【新規】	--	38
30	よろず支援拠点の継続設置について (経済産業省)	-----	40

#### ◇ 安全で快適な生活のために

31	大規模災害対策の推進について (内閣府・総務省) 【一部新規】	-----	41
32	安全・安心な県民生活を支える社会資本の整備・保全について (財務省・国土交通省)	----	43
33	令和元年東日本台風被害からの復旧・復興について (国土交通省) 【新規】	-----	45
34	河川・砂防事業の推進について (国土交通省) 【一部新規】	-----	46
35	ダム事業の着実な推進及び生活関連事業の実施について (国土交通省)	-----	47
36	幹線道路ネットワークの強化について (国土交通省)	-----	48
37	直轄権限代行事業等による道路の機能強化について (国土交通省)	-----	51
38	住宅・建築物の耐震化の推進について (国土交通省)	-----	52
39	公共交通ネットワークの確保・充実について (国土交通省) 【一部新規】	-----	53
40	安定型最終処分場の許可基準について (環境省)	-----	56
41	廃棄物処理施設整備 (課題対応型産業廃棄物処理施設運用支援事業) 交付金について (環境省・内閣府) 【新規】	----	57

#### ◇ 輝く地域づくりのために

42	地方大学の振興への支援について (内閣官房・文部科学省)	-----	58
43	東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた支援について (内閣官房・文部科学省) 【一部新規】	----	59
44	国民体育大会及び全国障害者スポーツ大会開催に向けた財政支援等について (文部科学省) 【一部新規】	----	61
45	日光国立公園の魅力アップについて (環境省・国土交通省) 【一部新規】	-----	63
46	国際観光旅客税の地方への配分について (国土交通省・環境省) 【一部新規】	-----	65
47	Society5.0 実現に向けた基盤整備について (内閣府・総務省) 【新規】	-----	67

## ◇ 原子力災害からの復興のために

- 48 放射性物質に汚染された廃棄物の処分及び除染対策の推進について  
(環境省・農林水産省) ---- 69
- 49 原木しいたけ等の復興への支援について (農林水産省) ----- 71
- 50 農産物及び加工食品に関する輸出環境の整備について  
(農林水産省・厚生労働省) 【一部新規】 ---- 72

## ◇ 新たな自治の基盤づくりのために

- 51 地方創生及び地方分権改革の推進について  
(内閣官房・内閣府・総務省) 【一部新規】 ---- 74
- 52 地方公共団体におけるデジタルガバメントの推進について  
(内閣官房・内閣府・総務省) 【新規】 ---- 76
- 53 地方税財源の充実・強化について (内閣府・総務省) 【一部新規】 ----- 77
- 54 地方税制度の見直しについて (総務省) ----- 79
- 55 地方債制度の充実・強化について (総務省) 【新規】 ----- 80
- 56 国会等移転の促進等について (国土交通省・内閣府) 【一部新規】 ----- 81

(注) 【新規】：前年度に提案・要望していない事項

【一部新規】：提案・要望の細目として新しい部分加わる事項

## 新型コロナウイルス感染症対策特別要望

## 【1】医療機関への支援について

所管省庁：内閣官房  
厚生労働省

新型コロナウイルス感染症対策推進室  
医政局  
健康局  
保険局

今後も、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の波が不定期で押し寄せることが危惧されることから、想定される課題に対応し、地域医療が安定的に提供されるよう、引き続き、医療機関に対する支援策を講じること。

### 【提案・要望の具体的内容】

- 1 新型コロナウイルス感染症の第2波、第3波の感染拡大防止や、クラスターの発生等にも対応できる病床や宿泊療養施設の確保等が必要であることから、新型コロナウイルス感染症が終息するまで、国の責任において空床補償をはじめ必要な財源を新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金などにより引き続き確保すること。
- 2 医療用物資が全国的に品薄になるような状況下においては、引き続き、国による優先供給スキームにより物資の確保を図り、迅速かつ公平に医療機関への配布を行うこと。
- 3 本感染症が医療機関の経営に与えた影響は甚大であり、対応の長期化による更なる経営の悪化が懸念されることから、地域の医療提供体制が危機的状況に陥ることがないように、診療報酬の引上げや融資制度における優遇措置など、医療機関に対する継続的かつ多様な財政支援策を講じること。  
また、支援の実施に当たっては、手続きの煩雑さにより、医療機関に過大な事務負担が生じたり、支援に遅れをきたしたりすることがないように、その簡素化などに配慮すること。

### 【提案・要望の理由】

- 新型コロナウイルス感染症については、まだ有効な治療薬やワクチンがなく、次年度以降も感染が拡大する可能性があることから、引き続き、全ての患者に適切な入院医療を提供するための病床の継続的な確保をはじめ、必要な財源の支援を国に求めるものです。
- 医療用物資の全国的な品薄状況下においては、地方自治体においても調達が困難であり、また、医療機関の調達力に差があることから、引き続き、国の責任において対応するよう求めるものです。
- 地域における安全・安心を確保するためには、地域医療の持続的な提供が重要な要素の一つとなりますが、本感染症の対応等により、医療機関は経営面で甚大な影響を受けており、経営の安定化を図ることが喫緊の課題であることから、国による継続的な支援を求めるものです。

〔県所管部課：保健福祉部 医療政策課〕

## 【2】検査体制の更なる拡充について

所管省庁：内閣官房 新型コロナウイルス感染症対策推進室  
厚生労働省 健康局

新型コロナウイルス感染症に係る検査について、医師が必要と判断した場合に、より迅速・着実に実施できる体制を確立すること。

### 【提案・要望の具体的内容】

- 1 新型コロナウイルス感染症に係る検査について、検体を採取する医療機関における感染リスクを軽減し、短時間での結果判明が可能となるよう、唾液による迅速検査キットの開発を促進すること。
- 2 より迅速・着実に検査を実施できる体制を確立するため、現在は基本的にすべての検査を行政検査として実施していることの見直しも含め、今後のあるべき検査体制のあり方を示すこと。

### 【提案・要望の理由】

- これまで国では、新型コロナウイルス感染症に係る検査について、医師が必要と判断した場合に、迅速・着実に実施できる体制を確立するため、鼻咽頭ぬぐい液による迅速検査キットの導入、PCR検査の検体への唾液の追加や、行政検査委託の集合契約の促進などに取り組んできました。
- 本県においても、検査体制の充実に向け、比較的 low リスクで検体を採取できる唾液による検査を前提とした行政検査委託の集合契約などに取り組んでいるところです。
- 唾液による検査には、迅速に結果が判明する抗原定量検査がありますが、別途検査機器が必要であることから、現状はPCR検査が主流となっており、結果判明には一定の時間が必要な状況です。
- そこで、より迅速・着実な検査の実施に向け、唾液による迅速検査キットの開発促進が求められます。
- また、行政検査の委託契約については、集合契約によることとしても、医療機関に一定の事務負担が発生することとなります。新型コロナウイルスが根絶されない限り、将来的には、季節性インフルエンザと同様の検査体制となることが望ましいと考えますので、今後、新型コロナウイルス感染症の検査体制の整備を進めていくにあたり、国として効果的・効率的な検査体制のあり方を示していく必要があります。

〔県所管部課：保健福祉部 健康増進課〕



### 【3】感染者情報の公表基準について

所管省庁：厚生労働省 健康局

新型コロナウイルス感染症及び新興感染症に係る自治体による感染者情報の公表に関して、統一的な公表基準を示し、広く周知すること。

#### 【提案・要望の具体的内容】

- 1 新型コロナウイルス感染症及び今後発生しうる新興感染症に係る自治体による感染者情報の公表に関して、基本的な内容に地域差が生じないよう、国民の安全・安心の確保とプライバシーの保護、風評被害の防止等を十分に考慮し、統一的な公表基準を示し、広く周知すること。

#### 【提案・要望の理由】

- 各自治体では、新型コロナウイルス感染症の患者が発生した際には、感染症法第16条の規定に基づき、その発生状況を公表しています。
- 公表内容については、各自治体が判断していることから、居住地に関する情報など、基本的な項目について地域差が生じており、県民からは本県が公表する情報の範囲について、他県との比較を踏まえ、多くの意見が寄せられ、その対応に苦慮したところです。
- 新型コロナウイルス感染症に加え、今後発生しうる新興感染症について、あらかじめ全国的な基準があることで、患者情報の基本的な内容に地域差が生じなくなることから、統一的な公表基準の設定を要望するものです。

[県所管部課：保健福祉部 健康増進課]

## 【4】中小企業の資金繰り支援について

所管省庁：経済産業省 中小企業庁

セーフティネット保証4号、5号及び危機関連保証の指定期間を延長するとともに、民間金融機関にも拡大した無利子・無担保融資制度の取扱期間を延長すること。

### 【提案・要望の具体的内容】

- 1 依然として厳しい状況にある中小企業・小規模事業者の現状を踏まえ、セーフティネット保証4号、5号及び危機関連保証の指定期間の延長を行うとともに、民間金融機関にも拡大した無利子・無担保融資制度の取扱期間を延長するなど、中小企業・小規模事業者の資金繰りに支障を来さないよう対策を講じること。

### 【提案・要望の理由】

- 5月25日に全国の緊急事態宣言が解除され、外出自粛や休業要請も緩和されたところですが、消費マインドの低下、サプライチェーンの停滞などにより、観光、交通、飲食・サービス業、小売業、製造業など幅広い業種で売上が大きく減少しており、中小企業者は依然として厳しい経営を強いられています。
- 中小企業者がこうした経済的ダメージから脱するには、相当の時間を要することから、地域経済の担い手となる中小企業者への中・長期的な支援が必要です。
- 今後の中小企業者の経営安定化を図っていくため、セーフティネット保証4号、5号及び危機関連保証の指定期間の延長、及び民間金融機関にも拡大した無利子・無担保の融資制度の利用期間延長を要望します。

〔県所管部課：産業労働観光部 経営支援課〕

## 【5】 サプライチェーン再構築支援について

所管省庁：経済産業省 経済産業政策局

製造業におけるサプライチェーン回復の取組に対する支援を次年度以降も継続すること。

### 【提案・要望の具体的内容】

- 1 海外からの生産拠点の国内回帰や新たな調達先の確保、自社における製品の内製化など、製造業におけるサプライチェーン回復の取組に対する支援を次年度以降も継続すること。

### 【提案・要望の理由】

- 新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、サプライチェーンの脆弱性が顕在化したことから、国内における生産拠点等の整備を進めることにより、製品や部品等の円滑な供給を確保する必要性が高まっています。
- また、令和元年東日本台風など近年多発する自然災害や今回の感染症等のリスクを大きく分散し、サプライチェーンの多角化が図られる取組を進めていくことも重要です。
- 一方で、現在の本県経済はコロナ前の景況感とはほど遠い状況にある中、景気回復まで長期化する恐れもあり、自動車や航空機に代表される製造業への更なる影響が懸念されております。
- そこで、海外からの生産拠点の国内回帰や新たな調達先の確保、自社における製品の内製化など、製造業におけるサプライチェーン回復の取組に対する支援を、今年度限りとするのではなく、次年度以降も継続することを要望します。

県所管部課：産業労働観光部 産業政策課  
工業振興課

## 【6】持続化給付金の要件緩和等について

所管省庁：経済産業省 中小企業庁

持続化給付金について、対象者の拡充など対象要件の緩和を検討するとともに、郵送での受付も対応可能とすること。

### 【提案・要望の具体的内容】

- 1 厳しい状況にある中小企業・小規模事業者の現状を踏まえ、法人とみなされて納税している任意団体を給付対象に加えること。
- 2 電子申請で対応が困難な人のために、郵送での受付も対応可能とすること。

### 【提案・要望の理由】

- 5月25日に全国の緊急事態宣言が解除され、外出自粛や休業要請が緩和されたところですが、消費マインドの低下、サプライチェーンの停滞などにより、観光、交通、飲食・サービス業、小売業、製造業など幅広い業種で売上が大きく減少しており、中小企業者は依然として厳しい経営を強いられています。
- 現在、法人とみなされて納税している任意団体は、持続化給付金の対象外となっていますが、税制上は法人とみなされ、申告納税義務を果たしている中、厳しい経営環境であることは給付対象者と同様であることから、給付金の対象に含めるよう、要件の緩和を要望します。
- また、日頃からパソコン等を利用することのない事業者も対応できるよう、電子申請のみでなく、郵送での申請受付も検討するよう要望します。

〔県所管部課：産業労働観光部 経営支援課〕

## 【7】中小企業等の復興支援策に係る予算措置について

所管省庁：経済産業省 中小企業庁

新型コロナウイルス感染症に対応した「地域企業再起支援事業」については、多くの事業者が事業継続・再起に向けての取組への支援を求めていることから、今年度における追加の予算措置を講ずること。

また、令和元年東日本台風に係る「中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業」及び「地域企業再建支援事業」については、新型コロナウイルス感染症の影響により、年度内の事業完了が困難な事業者が見込まれることから、次年度における必要な予算措置を講ずること。

### 【提案・要望の具体的内容】

- 1 新型コロナウイルス感染症の影響によって事業活動が減衰した中小企業の再起を促進する「地域企業再起支援事業」について、地域経済の持続可能性の回復が図られるよう、追加の予算措置を講ずること。
- 2 令和元年東日本台風によって被災した中小企業等の事業再建を支援する「中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業（グループ補助金）」及び「地域企業再建支援事業」について、被災地域の復旧・復興及び地域経済の持続可能性の回復が図られるまで、必要な予算措置を講ずること。

### 【提案・要望の理由】

- 令和元年東日本台風により、多くの中小企業等の施設や設備が被災し、甚大な被害を受けるとともに、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、地域経済を担う中小企業等の事業継続が危ぶまれています。
- そうした中、県では「中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業」及び「地域企業再建支援事業」並びに「地域企業再起支援事業」の適用を受け、事業者支援に取り組んでいるところです。
- 「地域企業再起支援事業」については、第1回公募の受付が終了したところですが、当初の想定を大きく上回る数の申請をいただくとともに、多くの事業者から第2回公募の実施を期待する声をいただいています。
- また、各補助金の交付決定を受けた中小企業等においても、今年度末の事業完了に向け、懸命に取組を進めておりますが、今般の新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、設備や建築部材等の納品の遅れにより、令和2（2020）年度内の事業完了が困難な事業者が見込まれます。
- このように、事業継続に取り組む中小企業等に対し、必要な支援が届くよう、今年度及び次年度において必要な予算措置を講ずることを要望します。

〔県所管部課：産業労働観光部 経営支援課〕

## 【8】雇用の維持・確保について

所管省庁：厚生労働省 職業安定局

新型コロナウイルス感染症の第2波、第3波の到来に備え、厳しい経営環境にある中小・小規模事業者が雇用を維持できるよう、雇用調整助成金の安定的な支給に努めるほか、就職活動に制限を受ける学生の就職に支障が生じることがないように十分な支援策を講じること。

### 【提案・要望の具体的内容】

- 1 雇用調整助成金については、迅速な処理と支給がなされるよう安定したシステムの開発及び運営体制の更なる充実を図ること。
- 2 就活学生の不安感を軽減できるよう採用人数の確保を経済団体や企業に求めるとともに、学生と企業のマッチング機会を積極的に創出するための地方公共団体の取組に対して、十分な財政措置を講じること。

### 【提案・要望の理由】

- 本県では、中小企業の事業主が雇用調整助成金の申請手続きを速やかに行えるよう、専門家の相談窓口を設置するとともに、アドバイザー派遣にも取り組んでいます。
- 一方、国では、オンライン申請を開始したところ、申請が殺到して不具合が生じ、迅速な処理と支給が課題となっていることから、安定したシステム開発及び運営体制の更なる充実を要望するものです。
- また、就職活動に向けて多くの学生が、合同企業説明会の開催中止や企業訪問、面接ができないなどの不安を感じています。一部大企業においても採用計画の見直しや採用活動の中断などの状況が出てきており、第二の就職氷河期が到来しかねない状況にあります。
- このため、採用人数の確保を経済団体や企業に求めるとともに、学生と企業のマッチング機会を積極的に創出するための地方公共団体の取組に対する十分な財政措置を要望します。

〔県所管部課：産業労働観光部 労働政策課〕

## 【9】観光需要の回復について

所管省庁：国土交通省 観光庁

宿泊施設に対する固定資産税等の軽減措置を図るとともに、地方税の減収分を確実に補てんするほか、観光地の復興は中長期的な取組が不可欠であることから、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を基金造成が可能な交付金制度とすること。

### 【提案・要望の具体的内容】

- 1 宿泊施設においては、固定資産税の負担が大きいため、固定資産税等の軽減措置を図るとともに、地方公共団体の税の減収分については、国が確実に補てんすること。
- 2 深刻な被害を受けた観光地の復興を図るには中長期的な取組が不可欠であることから、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を自由度が高く、柔軟に基金造成ができる交付金制度とすること。

### 【提案・要望の理由】

- 緊急事態宣言による自粛期間中は、県内の約 200 軒の宿泊施設、約 300 軒の観光施設が休業し、約 200 のイベントが中止となるなど、観光関連産業は甚大な影響を受けており、観光関係団体や商工団体から、積極的な支援を求める切実な声が届いております。
- 特に、宿泊施設においては、広大な土地と大規模な施設を有しているところが多く、固定資産税の負担が大きいため、その軽減が求められています。
- また、今後のインバウンド需要の回復をも見据え、深刻な被害を受けた観光地の復興を図るには中長期的な取組が不可欠であることから、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を、自由度が高く、基金造成が可能となる交付金制度とする必要があります。

〔県所管部課：産業労働観光部 観光交流課〕

## 【10】児童生徒の学びを支えるICT環境整備の推進について

所管省庁：文部科学省 初等中等教育局

新型コロナウイルス感染症の第2波、第3波が想定される中、児童生徒が校内外でICTを活用した多様な学習ができる環境を円滑に整備できるよう、機器の維持や更新、更には教員研修及びデジタル人材の確保に係る経費について、必要な財政措置を講じること。

### 【提案・要望の具体的内容】

- 1 新型コロナウイルス感染症の第2波、第3波が想定される中、児童生徒が校内、校外、家庭など、どこでも円滑に学びを継続できるよう、ICTを活用した多様な学習ができる環境整備のための必要な財政措置を講じること。
- 2 GIGAスクール構想に基づく校内通信ネットワーク整備事業及び一人一台端末整備事業について、ネットワーク及び端末整備後の機器の維持や更新、更には教員研修及びデジタル人材の確保に係る経費について、必要な財政措置を講じること。

### 【提案・要望の理由】

- 新型コロナウイルス感染症の第2波、第3波により学校の臨時休業や児童生徒の出席停止措置が再度必要となる場合等に備え、ICTを活用した自宅等での学習環境を速やかに整える必要があります。
- GIGAスクール構想に基づく補助事業においては、当初計画の前倒しにより、加率的に整備が進められているところです。
- 今後、ICT機器の維持・更新、更には教員研修の開催やICT支援員等の人材確保の必要性が増すことが予想され、それら経費の確保が課題となります。
- そこで、教育の情報化における先進的・先端的取組を推進するための補助金事業の継続と、必要な予算措置を要望するものです。

県所管部課：教育委員会事務局 義務教育課  
高校教育課



## 【11】新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた補助事業の目標年度の延伸等について

所管省庁：農林水産省 経営局  
生産局

新型コロナウイルス感染症の流行により農業経営に大きな影響が出ていることに加え、外出の自粛などにより会議等が中止となったこと等を踏まえ、補助事業等の目標年度や「人・農地プラン」の実質化の期限について、必要に応じ延伸等の措置を講じること。また、工事を伴う取組については、請負業者等の状況に応じ、繰越についても柔軟に対応すること。

### 【提案・要望の具体的内容】

- 1 強い農業・担い手づくり総合支援交付金等の事業については、事業実施年度の翌々年度までに目標を達成することとされている。しかしながら、新型コロナウイルス感染症の流行により経営に大きな影響を受けた農業者も多く、期限までの目標達成が困難となる可能性があることから、必要に応じて目標年度を延伸すること。また、工事を伴う取組については、請負業者が感染症の影響を受けて工程が遅れる可能性もあることから、状況に応じて、年度繰越などに柔軟に対応すること。
- 2 「人・農地プラン」については、令和3年3月までに実質化することとされており、実質化が出来ない場合には農業次世代人材投資事業の要件を満たさなくなるなど、国庫事業が活用できなくなる可能性がある。新型コロナウイルス感染症の影響により会議や集落での話し合いなどが遅れている状況を踏まえ、実質化の期限延伸の措置を講じること。

### 【提案・要望の理由】

- 強い農業・担い手づくり総合支援交付金、産地パワーアップ事業、産地生産基盤パワーアップ事業は、生産施設等の整備により、農業者の経営規模拡大や産地としての収益力向上の促進を図るものであるが、新型コロナウイルス感染症の流行に伴う農産物の需要減少、価格低迷等により、事業実施の前後で経営環境が大きく異なっています。
- 国全体のGDPも大きく落ち込んでおり、事業の要件となっている翌々年度の目標達成については厳しい情勢も想定されることから、個々の状況に応じて、目標年度の延伸等の措置を講じるよう要望します。
- さらに、施設整備などの工事を伴う取組の場合に、請負業者等が新型コロナウイルス感染症の影響を受け、着工や工程が当初のスケジュール通りに進まない可能性もあることから、産地生産基盤パワーアップ事業(補正)を含め、年度繰越の申請に対し柔軟に対応することを要望します。
- また、「人・農地プランの実質化」は、集落ごとに将来の担い手を特定

し、人と農地のあり方を地図上で可視化して共有するものであり、その実現には集落内での話し合いが不可欠です。しかしながら、外出自粛などの影響で多くの会議や集落座談会の開催が中止となった上に、農村部は高齢者が多く、罹患した場合の重篤化リスクが高いことから、話し合いの場を設けるのが困難な状況です。これらを踏まえ、令和3年3月とされている「人・農地プランの実質化」の期限延伸を要望します。

〔 県所管部課：農 政 部 経営技術課  
生産振興課 〕

# 全 体 要 望

## 【12】 子ども・子育て支援施策等の充実・強化について

所管省庁：内閣府 子ども・子育て本部  
文部科学省 初等中等教育局  
厚生労働省 子ども家庭局  
保 険 局

次世代を担う子どもたちが健やかに生まれ育つことができるよう、子ども・子育て支援施策等の充実・強化を図ること。

### 【提案・要望の具体的内容】

- 1 子ども・子育て支援新制度の推進に当たっては、保育所や認定こども園を増設するなどの量の拡充や、そのために必要な保育士や幼稚園教諭を確保するなどの質の向上を図るため、必要となる財源の確保を確実に行うこと。  
また、幼児教育・保育の無償化の推進に当たっても、地方負担分も含めた必要な財源の確保を今後も確実に行うこと。
- 2 未就学児から就学児へと切れ目なく子育て家庭を支援するため、放課後児童クラブへの支援制度を拡充すること。
- 3 子ども一人ひとりにきめ細かな対応ができるよう、児童養護施設等の措置費における職員配置基準を引き上げるとともに、児童相談所の専門性強化について十分な財政措置を講じ、さらに児童福祉施設整備に要する支援制度を拡充すること。
- 4 子ども医療費助成に係る国民健康保険の国庫負担減額調整措置を全て廃止するとともに、子ども医療に関わる全国一律の制度を創設すること。
- 5 新型コロナウイルス感染症拡大防止の対応の中、感染への不安やリスクを抱えながら、子どもたちの保育や預かり、養育・ケア等の社会的に重要な役割を担っている保育施設や放課後児童クラブ、児童養護施設等の職員について、更なる処遇改善等の取組を進めること。

### 【提案・要望の理由】

- 少子化の進行が国民生活全般に大きな影響を及ぼす重大な課題となっている中、子ども・子育て支援新制度や幼児教育・保育の無償化の推進に当たって、教育・保育の量的拡充と質的向上を図るため、十分な財源が確保される必要があります。
- また、いわゆる「小1の壁」が拡大し、仕事と子育てを両立できる環境づくりが一層重要となることから、放課後児童クラブの整備促進と利用料無償化などの経済的負担の軽減を図る必要があります。
- さらに、援護を必要とする児童については、児童相談所などの関係機関が連携して地域における相談支援体制を強化していくとともに、社会的養育推進体制の充実を図る必要があります。

- 市町の状況に左右されずに、子どもの疾病の早期発見・早期治療の促進と、子育て家庭の経済的負担の軽減を図るため、国の責任において医療費助成制度を構築する必要があります。
- 長期化する新型コロナウイルス感染症拡大防止の対応の中、保育施設や放課後児童クラブ、児童養護施設等の職員は、3密（密閉・密集・密接）を避けることが難しい状況下にあつて、感染への不安やリスクを抱えながらも、子どもたちの健康や安全に気を配り、その社会的使命を果たそうと努めており、引き続き、担い手の確保と保育等の資質向上のためにも、更なる処遇改善等の取組を進める必要があります。

〔 県所管部課：保健福祉部 こども政策課 〕  
〔 国保医療課 〕

## 【13】 障害者への支援の充実について

所管省庁：厚生労働省 社会・援護局  
保 険 局

障害者が必要な支援を受けながら、地域において健やかに安心して暮らすことができる環境づくりに対し、十分な支援措置を講じること。

### 【提案・要望の具体的内容】

- 1 重度心身障害者の自立と社会参加が促進されるよう、現物給付による医療費助成を行った場合の国民健康保険の国庫負担減額調整措置を廃止すること。
- 2 障害者や障害児に対し、適切な処遇やサービスを提供するため、報酬制度の柔軟な運用など、働き方改革関連法に基づく必要な休暇の付与等にも対応した人材確保対策を講じること。

### 【提案・要望の理由】

- 1 重度心身障害者医療費助成に係る国民健康保険の国庫負担減額調整措置の廃止
  - 重度心身障害者を対象とした医療費助成事業については、市町村が重度心身障害者の健康の保持・増進等を図る観点から実施する助成事業に対し、都道府県が助成を行っているところです。
  - しかしながら、国では、現物給付方式による医療費助成の取組については、受診者の増加に伴う医療費の増加分は自治体が負担すべきとして、国民健康保険の国庫負担を減額する措置を講じています。
  - 現物給付方式は、傷病の早期発見や迅速な対応につながり、重度心身障害者の自立と社会参加を促進するものであることから、国は地方と一体となって拡充強化を図っていくべきであり、基礎疾患を有する割合の高い障害者への医療提供体制を維持し、自治体の財政の安定化を図るため、自治体が行う重度心身障害者医療費助成に対する国民健康保険の国庫負担減額調整措置を廃止するよう要望します。
- 2 働き方改革関連法施行に伴う人材確保対策及び報酬制度の柔軟な運用
  - 障害福祉サービス事業所等においては、夜勤、宿直などの変則勤務がある中、自傷他傷を伴う強度行動障害など様々な障害特性のある利用者に対し、適切な処遇を提供する必要があります。
  - また、新型コロナウイルス感染症予防のため、事業所内の消毒の徹底や利用者の体調管理など、従前よりも業務量が増加しています。
  - このような中、平成31(2019)年4月1日から順次施行されている働き方改革関連法に基づき必要な休暇を職員に付与するなどにより、職員の適正配置が困難になり、利用者処遇の質の低下が懸念されます。

- このため、処遇改善加算制度の柔軟な運用など、働き方改革関連法の規定にも対応した上で適正配置が可能となるよう人材確保対策を要望するものです。

〔 県所管部課：保健福祉部 障害福祉課  
国保医療課 〕

## 【14】 地域医療確保対策について

所管省庁：厚生労働省 医 政 局  
文部科学省 高等教育局

県民の日常生活に欠かせない地域医療を確保するため、医師不足の改善等に向け、抜本的な対策を講じること。

### 【提案・要望の具体的内容】

- 1 「医療従事者の需給に関する検討会 医師需給分科会」等の議論を踏まえ、都道府県が策定した医師確保計画が、地域の実情を反映した実効性のあるものとなるよう、また医師確保対策が効果的なものとなるよう支援の充実を図ること。
- 2 平時はもとより、新興感染症の流行や災害時等においても、十分な対応が可能な地域医療提供体制の確保を図るため、必要とする全ての医療機関を対象として施設・設備の整備を促進することができるよう、医療提供体制の整備に対する支援の充実を図ること。

### 【提案・要望の理由】

- 本県では、医学部入学者への地域枠の設置や、産科、小児科等の診療科を希望する医学生を対象とした修学資金貸与制度などにより、医師不足の解消のため各種の施策を展開して参りました。しかしながら、医師の人材確保については、広域的又は全国レベルでの調整が必要と考えられ、本県のみでの対応には限界があります。
- そこで、厚生労働省の医師需給分科会等における議論を踏まえ、都道府県が策定した医師確保計画が実効性を伴うものとなるよう支援の充実を求めるものです。
- また、新興感染症の流行や災害時等においても十分対応可能な医療提供体制が確保できるよう、医師の不足や地域偏在に対する有効な施策と着実な実施について支援の充実を求めます。
- また、東日本大震災をはじめ近年多発する自然災害等を踏まえ、平時はもとより、災害時においても地域における医療機能を維持し、救急患者の受入れ等に支障が生じることのないよう万全の対策を講じておく必要があります。

については、必要とする全ての救急・周産期医療機関を対象として医療施設の耐震化や自家発電設備等の整備、有床診療所等を対象としたスプリンクラーの施設整備の促進を図るなど、医療提供体制の整備に対する支援の充実を求めるものです。

〔県所管部課：保健福祉部 医療政策課〕



## 【15】介護人材の確保対策等について

所管省庁：厚生労働省 社会・援護局  
保 険 局

安定的な介護人材の確保と介護職員が安心して働くことができる職場環境を整備するため、介護人材確保対策事業の充実・強化を図ること。

### 【提案・要望の具体的内容】

- 1 介護人材の安定的な確保・定着を図るため、介護人材に対する更なる処遇改善に引き続き取り組むこと。
- 2 介護人材の確保に当たっては、介護職の正しい理解とイメージアップを図るため、国を挙げて積極的に取り組むこと。
- 3 外国人材が介護現場に参入しやすい環境を整備するとともに、働きやすい環境で定着が図られるよう、事業所の受入れ体制の整備に対する支援の充実を図ること。

### 【提案・要望の理由】

- 新型コロナウイルス感染症の拡大等により、一層の介護人材不足が懸念されております。
- 介護人材の処遇については、これまでの介護報酬の改定により、賃金の改善が図られたところですが、競合他産業との賃金差をなくし、介護人材の安定的な確保・定着を図るためには、引き続き処遇改善に取り組む必要があります。
- 介護職は、超高齢社会を支える重要な職業であるにも関わらず、「重労働で低賃金」というイメージがあることから、新たな人材の参入を妨げる要因の一つとなっているため、全国的なイベントや政府広報、教育の場において、介護の仕事の役割と重要性、魅力等を伝える事業展開など、国を挙げた取組が必要です。
- また、出入国管理及び難民認定法等の改正を受け、平成 31(2019)年 4 月、新たな在留資格である「特定技能」が創設されたことから、外国人材の介護現場への参入をより一層促進し、外国人が安心して暮らし、働けるよう、国の責任において受入れのための総合的な対策を講じる必要があります。

〔県所管部課：保健福祉部 高齢対策課〕

## 【16】 きめ細かな指導ができる教育環境の整備について

所管省庁：文部科学省 初等中等教育局

きめ細かな生徒指導や学習指導、給食管理の徹底や食育の推進、特別支援教育や教育相談体制の充実を図るための人材確保の観点から、「義務教育標準法」の改正や加配教員を増員するとともに、必要な財政的支援の充実を図ること。

### 【提案・要望の具体的内容】

- 1 「義務教育標準法」の改正により、小学校第2学年以降への35人以下学級を早急に実現するとともに、学校教育上の様々な課題に対応するための加配教員の増員及び必要な財源を確保すること。
- 2 栄養教諭及び学校栄養職員の定数の標準を見直すとともに、栄養教諭等の加配教職員定数を改善し、増員を図ること。
- 3 特別支援学級の学級編制の標準の引下げや特別支援教育コーディネーターの専任化を図るとともに、看護師の配置に必要な財政的支援の充実を図ること。
- 4 小・中・高校におけるスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置拡充に向け、財政的支援の充実を図ること。

### 【提案・要望の理由】

- 学習指導要領の円滑な実施や生徒指導及び学習指導の充実等への対応が求められる中、全国的な教育水準を確保するためには、「義務教育費国庫負担法」に基づき、国の責務において少人数教育を実施できるよう財源を確保する必要があります。特に、少人数学級については、継続的な実施が不可欠であることから「義務教育標準法」の改正による実現を要望します。
- また本県では、これまでも加配教員の活用により、少人数指導の充実や英語専科指導など、各学校における課題の解決に向けて取り組んできたところですが、今後も、その方向性を堅持し、推進していくためにも、国において加配教員の増員を図ることを要望します。
- 栄養教諭等については、栄養管理、食育の推進、異物混入の防止を含めた衛生管理の指導の徹底に加え、食物アレルギーや肥満、偏食等、児童生徒へのきめ細かな対応が求められている中、現行の「義務教育標準法」における定数の標準では、十分な対応が行えない状況にあることから、栄養教諭等の定数の標準の見直し並びに加配教職員定数の改善による栄養教諭等の増員を図る必要があります。
- 特別支援学級の児童生徒は、障害の状態が多様化・重度化していることから、学級編制の標準を引き下げることや、特別支援教育コーディネーターを「義務教育標準法」に位置付けた上で専任化を図るなど、発達障害児等への指導体制をより一層充実させ、一人ひとりに合った適切な対応を行う必要があります。

- また、特別支援学校等においては、酸素吸入や人工呼吸器の管理等の高度な医療的ケアが求められていることから、医療安全を確保するため、「切れ目ない支援体制整備充実事業（医療的ケアのための看護師配置）」の更なる拡充など、看護師の配置に必要な財政的支援の充実が不可欠です。
- 現在、いじめや不登校、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う臨時休業など、児童生徒が抱える様々な不安や悩みを解決していくための教育相談がますます重要となる中、本県では、国の事業を活用してスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置をはじめ、児童生徒の問題行動等の解消に向けた様々な施策を展開しているところです。
- しかしながら、スクールカウンセラーについては、小・中学校における1校当たりの勤務時間数の確保に課題があること、高等学校における配置が限定的であることなど、各学校のニーズに沿うには十分とはいえない状況であり、また、スクールソーシャルワーカーについては、各学校に対する支援活動の充実に向け、技術と経験を備えた人材を確保するため、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置拡充に向け、財政的支援の充実が必要です。

県所管部課：教育委員会事務局

学校安全課  
義務教育課  
高校教育課  
特別支援教育室

## 【17】 公立学校施設の整備促進に係る施策の充実について

所管省庁：文部科学省 大臣官房  
文教施設企画・防災部

地域の実情に応じた計画的な公立学校施設整備が促進されるよう十分な財源を確保するとともに、老朽化の対策等、学校施設の環境改善について、国庫負担制度等の拡充を図ること。

### 【提案・要望の具体的内容】

- 1 老朽化対策事業や衛生環境改善等を促進するため、令和3(2021)年度当初予算において、各自治体が計画したとおりに事業を推進することができるよう、十分な財源を確保すること。
- 2 大規模改造事業について、改修部位ごとに対応できるよう補助対象事業の適用範囲を拡大するなど、国庫負担制度の拡充を図ること。
- 3 公立高等学校の老朽化対策等の事業に対し、起債措置等の財源支援措置の拡充を図ること。

### 【提案・要望の理由】

- 喫緊の課題である公立学校施設の老朽化対策等について、防災・減災国土強靱化予算を積極的に活用して進めているところですが、臨時・特別の措置である当該予算は令和2(2020)年度で終了することから、今後の老朽化対策等の事業推進への影響を懸念しています。
- 加えて、新型コロナウイルス感染症を予防する観点から、公立学校施設における衛生環境の改善についても早期の実施が必要と考えています。
- 地方財政がより一層厳しい状況になる中、必要な学校施設整備を計画的に推進するためには、関係省庁の調整・連携を適切にいただき、各自治体を実施する施設整備に必要な財源を、当初予算において十分に確保することが必要不可欠であり、これを強く要望します。
- また、大規模改造事業について、令和2(2020)年度から外部全体改修工事のみでも補助対象とする制度拡充をお送りいただきましたが、屋上防水や外壁工事の単体工事は依然として補助対象外であり、老朽化の進行や市町の財政状況に応じた効果的・効率的な対策を進めていく上で、これらも補助対象とするよう要望します。
- あわせて、公立高等学校においても、老朽化対策等は小中学校と同様に今後の大きな課題であり、計画的な改修を着実に進めていくためにも、起債措置等の財源支援措置の拡充を要望します。

〔県所管部課：教育委員会事務局 施設課〕

## 【18】 高校生の山岳事故防止対策等の充実・強化について

所管省庁：文部科学省 スポーツ庁  
国土交通省 気象庁

部活動の顧問等を対象とした研修体制の更なる充実やきめ細かな気象情報の提供、登山部活動において外部人材を活用するための予算措置など、高校生の山岳事故防止対策等の充実・強化を図ること。

### 【提案・要望の具体的内容】

- 1 高校生の登山等の安全確保に関する部活動の顧問等を対象とした研修体制の更なる充実を図ること。
- 2 雪崩等の気象災害に関する詳細な予報システムの開発やきめ細かな気象情報の提供を図ること。
- 3 高等学校登山部顧問の人材不足を解消するため専門的な知識を有する外部人材を活用するための予算措置を図ること。

### 【提案・要望の理由】

- 平成 29(2017)年 3 月 27 日に那須町で発生した雪崩事故においては、生徒 7 人と引率の教員 1 人が亡くなるとともに、数多くの生徒、教員が負傷しました。
- 平成 29(2017)年 10 月には、那須雪崩事故検証委員会から報告書が提出され、事故発生原因や課題等が指摘されるとともに、事故を繰り返さないための 7 項目の提言がなされており、当該提言には、県における取組に加え、気象災害が想定される際の予報システムの開発など国の支援を要するものも含まれています。
- 国立登山研修所においては、登山部顧問を対象とした研修の充実・強化が図られてきたところですが、近年、登山経験の無い教員が顧問となることもあり、引率者の果たす役割が極めて大きい登山においては、引率者のキャリアアップは喫緊の課題でもあります。
- また、スポーツ庁が設置した「高校生等の冬山・春山登山の事故防止のための有識者会議」においては、豊富な知識と経験を有する教員を顧問に配置できない場合は、外部指導者を配置するなどして、リスクマネジメント能力が高められるような指導環境を整えるよう報告されております。
- 本県においては、検証委員会の提言を受け、平成 30(2018)年 1 月に「那須雪崩事故を教訓とした学校安全のための取組」を策定し、事故の再発防止に向け、指導者の資質の向上や登山アドバイザーの派遣などに取り組んでいるところであり、国におかれましても高校生の安全な登山活動を推進するため、引き続き高校生の山岳事故防止対策の充実強化に取り組まれるようお願いいたします。

〔 県所管部課：教育委員会事務局 学校安全課  
スポーツ振興課 〕

## 【19】 外国人材の受入れと多文化共生施策について

所管省庁：法 務 省 出入国在留管理庁  
総 務 省 自 治 行 政 局  
文部科学省 初 等 中 等 教 育 局

新たな在留資格である「特定技能」による外国人労働者の受入れ拡大を契機に、外国人全般の受入れ方針や多文化共生施策に係る総合的な方針を策定するとともに、外国人児童生徒に対する指導・支援体制の整備を図ること。

### 【提案・要望の具体的内容】

- 1 外国人の受入れ方針や多文化共生施策に係る総合的な方針を新たに策定し、関係者の役割を明確にした上で、国民に周知を図ること。
- 2 全ての外国人が安全・安心に暮らすための環境整備を、国が主体となつて行うとともに、地方自治体が行う施策に対する財政措置を講ずること。
- 3 全ての外国人に日本語学習等の機会を提供する公的な仕組みを、国が主体となつて構築すること。
- 4 日本語指導の充実を図るため、義務標準法の規定に基づいた「日本語指導を行う教員に係る基礎定数化」による改善について進度を上げて実施すること。
- 5 新型コロナウイルス感染症の影響により、解雇等された技能実習生等に対する地域の実情を踏まえた雇用維持支援体制を速やかに構築すること。

### 【提案・要望の理由】

- 本県では海外展開を目指す企業等の人材確保支援のため、外国人留学生等のグローバル人材と企業とのマッチングを実施しています。一方、製造業や農業など人手不足に悩む分野において、技能実習生などの外国人の活用が進んでおり、更に、昨年4月に新たな在留資格「特定技能」が創設されたことから、今後ますます外国人労働者が増加することが想定されます。
- 外国人材の活用は、地域経済の持続的発展のためには意義を持つものがありますが、一方で外国人が地域社会において日本人と共に生活していくためには、多文化共生の社会づくりへの取組が重要です。
- このため本県では、企業や業種ごとの団体を構成員とする「とちぎ外国人材活用促進協議会」を昨年6月に設立し、外国人材の適切な活用と受入れについて関係者が協議し、情報共有を図ることとしたところです。
- 自治体における多文化共生の取組の指針については、平成18(2006)年に総務省が「地域における多文化共生推進プラン」を策定しましたが、今回の制度改正をはじめ外国人を取り巻く状況が大きく変化していることから、国において中長期的な視点に立った外国人の受入れ方針や多文化共生施策に係る総合的な方針を新たに策定し、国や自治体、受入れ企業、外国

人支援機関等全ての関係者の役割を明確にするとともに、国民に対し丁寧に説明する必要があると考えます。

- また、全ての外国人が安全・安心に働いて生活するためには、多言語による行政、生活、防災、医療、保健、福祉などの情報やサービスの提供が必要となるため、これら環境整備を国が責任を持って行うとともに、自治体が行う施策に対する財政措置を早期に求めるものです。
- さらに、全ての外国人が自立した生活を円滑に送ることができる程度の日本語能力の習得や日本社会の習慣に対する理解促進のため、日本語学習等の機会を提供する公的な仕組みを構築する必要があります。
- 本県の公立学校においては、日本語指導を要する外国人児童生徒のうち、特別の教育課程による日本語指導を受けていない外国人児童生徒が約2割いるという実態があり、日本語指導を要する外国人児童生徒の人数に応じた教員等の数を確保することが必要不可欠となっています。
- また、新型コロナウイルス感染症の影響により解雇等された技能実習生や特定技能外国人に対し、在留資格の特例措置が講じられたところではありますが、地域の実情を十分に踏まえながら、関係省庁と連携して実効性のある雇用維持支援体制を速やかに構築する必要があります。

〔 県所管部課：産業労働観光部 国際課  
教育委員会事務局 義務教育課 〕

## 【20】 地方消費者行政の安定的な推進について

所管省庁：内閣府 消費者庁

消費生活相談体制の充実・強化や効果的な消費者教育・啓発の実施等、地方消費者行政の推進を図るための事業が、安定的かつ継続的に実施できるよう必要な財源の確保及び制度の改善を講じること。

### 【提案・要望の具体的内容】

- 1 地方自治体の消費者行政の充実・強化を支援する地方消費者行政強化交付金について、十分な財源を確保すること。
- 2 若年者への消費者教育の推進など喫緊の課題に対する支援の充実を図るとともに、地方自治体の実情に即した事業の実施が図れるよう、制度の改善を図ること。
- 3 地方自治体の相談事案への対応は、消費者行政の中核となるものであり、複雑・多様化する消費者問題にきめ細かに対応していくため、消費生活センターが継続・強化できるよう、交付金による長期的な支援を行うこと。

### 【提案・要望の理由】

- 本県では、国の定めた地方消費者行政強化作戦の目標である「相談体制の空白地帯の解消」を図るため、全市町に消費生活相談窓口を設置し、消費者被害の未然防止・拡大防止に努めておりますが、若年者の消費者教育の推進や高齢者等の見守りネットワークの構築など、強化作戦の更なる推進に向けた事業の執行には、今後も地方消費者行政強化交付金の活用が不可欠です。
- 更に、広域化する悪質事業者への法執行など、国と地方が一体となって取り組む課題も増えています。
- しかし、このように地方消費者行政の重要性が高まっている中、地方消費者行政に係る国の交付金は、3年連続の予算額の縮小や制度改正により県及び市町の事業の執行に大きな支障を生じさせており、今後、市町消費生活センターの廃止・縮小に繋がることも懸念されているところです。
- このことは、地方消費者行政を大きく後退させ、県民の安全・安心な生活に影響を与えることから、地方消費者行政の安定的かつ継続的な事業の執行のため、財源の確保及び制度の改善を求めるものです。
- また、消費者行政において、地方自治体の相談事案への対応は中核となるものであることや、複雑・多様化する消費者問題へのきめ細かな対応が求められていることなどを踏まえ、消費生活センターが継続・強化できるよう、交付金による長期的な支援を求めるものです。

〔県所管部課：県民生活部 くらし安全安心課〕



## 【21】農業の成長産業化や農村地域の防災・減災力の向上に向けた農業農村整備のための安定的な財源確保等について

所管省庁：農林水産省 農村振興局  
生産局

農業の成長産業化や農村地域の防災・減災力の向上を図るためには、農業農村整備事業の着実な推進が不可欠であるため、必要な財源措置を講じること。さらに、関係省庁が連携し、総合的な防災・減災対策を推進すること。

### 【提案・要望の具体的内容】

- 1 担い手への農地利用の集積・集約化や園芸作物の導入拡大に向けた生産基盤の整備を推進するため、必要な財源を確保すること。
- 2 新たに選定された防災重点ため池を中心とした防災・減災対策を迅速に推進するとともに、令和元年東日本台風等の大規模災害における早期復旧を図るため、必要な財源を確保すること。
- 3 農業・農村の強靱化に向け、関係省庁が連携し、総合的な防災・減災対策を推進すること。
- 4 新型コロナウイルス感染症の流行に伴う工期の長期化などが懸念されることから、予算の執行について、柔軟に対応すること。

### 【提案・要望の理由】

- 人口減少に伴う国内消費の減少や農業の担い手の高齢化、日米貿易協定やTPP11、日EU・EPAの発効による国際化の進展など農業・農村を取り巻く情勢が大きな変革の時を迎える中、本県においては、農業を力強い成長産業へと進化させていくため、「園芸大国とちぎづくり」を掲げ、水田を活用した土地利用型園芸の生産拡大を積極的に推進しています。
- この実現のためには、農地中間管理機構と連携した担い手への農地集積・集約化や園芸作物の導入拡大に向けた農地の大区画化・汎用化などの生産基盤整備に加え、ICT等を活用した水管理システムや地下かんがいシステム等の省力化技術の導入を着実に推進する必要があります。
- また、頻発する異常気象を踏まえると、新たな防災重点ため池を中心とした農業水利施設の適切な維持・補強や緊急時の迅速な避難行動につながる対策などの防災減災対策を速やかに実施する必要があります。
- しかしながら、農業農村整備事業に係る国の当初予算は、平成22(2010)年度に大幅に削減され、その後徐々に回復しているものの、臨時・特別の措置を加えた令和2(2020)年度当初予算においても、削減前の86%程度と厳しい状況にあり、計画的な事業執行に支障が生じています。
- このため、農業の成長産業化や農村地域の防災・減災力の向上に不可欠な農業農村整備事業の計画的な推進に向けて、国の当初予算段階における

安定的な財源確保を要望するものです。

- さらに、頻発化、激甚化する豪雨等の自然災害に適切に対応し、安定した農業経営や農村の安全・安心な暮らしを実現するため、令和元年東日本台風等の大規模災害発生時における早期復旧に向けた財源を確保するとともに、「国土強靱化基本計画」の趣旨を踏まえ、「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」後においても、関係省庁が連携して制度の拡充等を図り、総合的な治水対策などの減災・防災対策を推進していただきたい。
- 加えて、事業推進に関しては、新型コロナウイルス感染症の流行に伴い、地域の話し合いが滞ることによる合意形成の遅延や、工事現場での感染症発生による工期の長期化などが懸念されることから、予算の執行において、柔軟な運用を要望します。

〔 県所管部課：農 政 部 農村振興課  
畜産振興課  
農地整備課 〕

## 【22】 経営所得安定対策等の充実及び制度の恒久化等について

所管省庁：農林水産省 政策統括官

食料の安定供給や国土・環境の保全面で重要な役割を担っている水田農業が将来にわたって持続的に発展するよう、需要に応じた米の生産の推進、経営所得安定対策等の充実に必要な財源確保と制度の恒久化を図ること。

また、産地交付金の県枠割合について、下限の引き上げを行わないなど、地域の特色ある産地づくりを目的とする本来の趣旨を踏まえた制度設計とすること。

### 【提案・要望の具体的内容】

- 1 農業の担い手の高齢化が進むとともに、人口減少等に伴い主食用米の消費が減少する中で、水田農業が将来にわたって持続的に発展し、食料の安定供給や国土・環境の保全面で重要な役割を担っていけるよう、需要に応じた米の生産の推進、農業者の経営安定に向けた経営所得安定対策等の充実に必要な財源確保と制度の恒久化等を図ること。
- 2 産地交付金の県枠割合について、下限の引き上げを行わないなど、地域の特色ある産地づくりを目的とする本来の趣旨を踏まえた制度設計とすること。

### 【提案・要望の理由】

- 国の新たな食料・農業・農村基本計画では、担い手の育成確保や農地の集積・集約化を進めるなど、農業生産基盤の強化を図るとともに、経営所得安定対策等の着実な推進等により農業経営の安定化を図ることとしております。
- 特に米政策改革については、平成30(2018)年産から、行政による生産数量目標配分に頼らずとも需要に応じた主食用米の生産が行われるよう、環境整備が進められているところです。
- また、食生活の変化や人口減少等に伴い米の消費が減少傾向にある中、水田を有効に活用し、農業経営者の経営安定化を図るためには、戦略作物への転換促進や、水田フル活用ビジョンに基づき、特色ある産地を計画的に育成するなどの対応が求められているところです。
- こうした中、農業経営者等がきめ細かい需給・価格情報や販売進捗・在庫情報の提供などを受け、自らの経営判断により、需要に応じた米の生産を円滑に行うことが可能となるような実効性のある仕組みの構築が必要となっています。
- そこで、国においては、米の需給情報に関する的確で迅速な情報提供を行うとともに、戦略作物や地域の特色ある作物の生産に農業経営者が安心して取り組めるよう、経営所得安定対策等の充実に係る必要な予算の確保と制度の恒久化を要望するものです。
- 併せて、地域の特色ある産地づくりを目的とした本来の趣旨を踏まえ、

産地交付金の県枠の割合については、下限の引き上げを行わないよう要望するものです。

〔県所管部課：農 政 部 生産振興課〕

## 【23】野生鳥獣被害防止対策への支援及び新技術研究・開発の強化について

所管省庁：農林水産省 農村振興局  
環境省 自然環境局

野生鳥獣被害防止対策を推進するため、侵入防止柵設置に係る財源を確保するとともに、新技術の研究・開発の強化等を図ること。また、平野部や市街地に出没し被害を拡大させている状況に対し、効果的な侵入防止対策の確立と必要な支援を行うこと。

### 【提案・要望の具体的内容】

- 1 市町の「鳥獣被害防止計画」に基づく侵入防止柵の設置は、被害防止を図っていく上で必要不可欠であることから、鳥獣被害防止総合対策交付金に係る当初予算の財源を確保すること。
- 2 引き続き、国が主体となって、鳥獣被害防止対策を省力的かつ効果的に行うためのICTやドローン等の活用技術を研究・開発し、総合的な技術体系の構築を図ること。
- 3 野生獣が中山間地域から平野部にまで侵入し、市街地やその近郊での農業被害や人身被害を拡大させている状況に対し、国が主体となって効果的な侵入防止対策を確立するとともに、対策に必要な技術的・財政的支援を行うこと。

### 【提案・要望の理由】

- 本県における野生鳥獣による被害は、農業被害額で約2億8千万円、林業被害額で約1億2千万円と依然として高い水準で推移しています。
- しかし、被害防止を図っていく上で大きな役割を果たす侵入防止柵に係る鳥獣被害防止総合対策交付金の当初予算の配分は、市町村の要望を踏まえてとりまとめた県の要望額を下回る状況が続いており、年間を通しての計画的な事業執行に支障が生じています。
- このため、侵入防止柵の整備について、国の当初予算における財源の確保を要望するものです。
- また、地域の過疎化、狩猟者の高齢化等により、被害防止対策は農業者や狩猟者にとって大きな負担となっているほか、CSF対策としての野生イノシシの捕獲強化が喫緊の課題となっていることから、引き続き、ICTやドローン等を活用した獣害対策の省力化や新技術の開発を進めることなどが不可欠となっています。
- さらに、野生鳥獣の出没や被害の発生は、これまで中山間地域が中心でしたが、近年は、河川敷の藪などを移動経路として下流の平野部にまで生息域を拡大してきており、市街地やその近郊で農業被害を発生させている

ほか、CSFウイルスの伝搬経路となるおそれもあります。また、車両との衝突による重大事故や、まちなかで人が襲われ重傷を負うなど、人身被害の深刻度が増しており、住民に大きな不安を与えています。しかしながら、こうした状況に対し、全国的にも効果的な侵入防止対策が確立されているとはいえないことから、関係省庁が連携して効果的な対策を確立するとともに、必要な技術的・財政的支援を求めるものです。

〔 県所管部課：環境森林部 自然環境課  
農政部 経営技術課 〕

## 【24】クビアカツヤカミキリ防除対策の支援について

所管省庁：農林水産省 大臣官房  
消費・安全局  
環境省 自然環境局

クビアカツヤカミキリによる被害の深刻化及び分布拡大を阻止するため、防除技術の開発や防除対策への支援の強化並びに広域防除連絡体制の整備を図ること。

### 【提案・要望の具体的内容】

- 1 簡便で効果の高い防除方法の開発、農薬の適用拡大を促進すること。
- 2 防除を実施する農業者への支援策を事業化すること。
- 3 特定外来生物対策に特化した新たな補助制度を創設すること。
- 4 関係省庁が連携し都県を超えた広域防除連絡体制の整備を図ること。

### 【提案・要望の理由】

- 侵入害虫「クビアカツヤカミキリ」は、国内で平成24(2012)年に発見され、平成30(2018)年1月には特定外来生物に指定されました。本種の幼虫はモモ、ウメ、サクラ等の木の内部へ食入し、加害が激しい木は枯死や果実の生育不良をおこすため、本県ではモモ等の栽培農家が経営的な損害を受けている状況にあります。
- クビアカツヤカミキリは新害虫であることから、簡便で効果の高い防除手段が確立されていません。現状の防除方法は、成虫の飛散防止対策として、樹幹への網の巻き付けや成虫の捕殺、食入孔への農薬注入、樹体への農薬散布、枯死した木の伐倒等を複合的に実施するものであり、農家を含む防除実施者の作業及び費用面での負担が大きく、防除を実施できない状況も見られることから、今後更なる被害地域の拡大が懸念されます。
- また、特定外来生物の防除は、地域から対象種を排除するまで徹底した対策を継続しなければなりません。そのためには、効果的かつ効率的な防除を終息まで継続して実施できるよう、資機材購入や防除作業、被害状況調査等に必要な経費について、新たな補助制度を創設するなど、実施主体の財源確保が必要であります。
- 加えて、本種は増殖力、移動分散能力ともに高く、県域を超えた防除対策が不可欠ですが、発生地域の被害状況を各県で共有できる連絡体制が構築されていないため、未発生地域での対策が遅れる懸念があります。未発生地域での注意喚起や防除対策の協力を促すためにも、関係省庁が連携の上、本種の広域防除連絡体制の整備を図ることを求めるものです。

〔 県所管部課：環境森林部 自然環境課  
農政部 経営技術課 〕

## 【25】CSF（豚熱）とASF（アフリカ豚熱）の総合的な対策の推進について

所管省庁：農林水産省 消費・安全局

CSF（豚熱）の感染拡大防止を図るためには、飼養豚への確実な予防的ワクチン接種や、野生イノシシの蔓延防止対策を着実に進める必要がある。また、ASF（アフリカ豚熱）においても重要な対策と位置づけられる人や物の流通対策などと併せ、総合的な対策を講じることが必要不可欠となっていることから、補助事業の継続・拡充とともに、空港における水際対策の強化を図ること。

### 【提案・要望の具体的内容】

- 1 CSF の予防的ワクチン接種に係る農家負担の軽減を図るため、財政的支援を拡充するとともに、各接種推奨地域の実情に応じ、円滑で継続的な接種に必要な措置を講じること。
- 2 野生イノシシのCSF 蔓延防止を図るため、野生イノシシへの経口ワクチン散布並びに抗体付与状況検査などを推進する対策事業を継続すること。
- 3 養豚場へのCSF の侵入防止を図るため、家畜飼養衛生管理基準の改正内容も踏まえ、野生動物侵入防止対策に必要な財政措置を講じること。
- 4 CSF 並びにASF の発生国からの侵入防止を図るため、空港における家畜防疫官の増員、検査探知犬の増頭など、水際対策を強化すること。

### 【提案・要望の理由】

- CSF の養豚場における発生や野生イノシシの感染が隣接県で確認されていることから、本県への侵入が危惧される状況にあります。
- このような中、本県におけるCSF の予防的ワクチン接種については、家畜保健衛生所職員のほかに、県が産業動物診療獣医師を任用の上、家畜防疫員に任命して実施しているところです。しかし、産業動物獣医師の確保が困難であることから、想定していた以上に家畜保健衛生所職員の負担が増加しており、このような状況が継続した場合、家畜の重要な疾病に対する初動防疫の一環となる病性鑑定業務はもとより、重点対応疾病への対策に大きな影響が出ることで懸念されます。このため、CSF の国内清浄化に向け、各県の実情に応じて家畜防疫員以外の獣医師によるワクチン接種を可能とするなど、円滑で継続的な接種に必要な措置を講じるよう要望します。
- また、養豚場におけるバイオセキュリティレベルを維持・向上していくためには、家畜伝染病予防法に規定された防護柵や防鳥ネットの整備のほか、計画的かつ継続的に野生イノシシへの経口ワクチン散布を実施しながら、CSF 及びASF の県内への侵入状況を把握することが極めて重要であることから、補助事業及びサーベイランス支援の継続と、十分な予算の確保を要望します。



- さらには、CSF や ASF などの海外悪性伝染病は、発生国からの汚染畜産物の違法な持ち込み等が原因と考えられています。新型コロナウイルス感染症の影響で海外からの渡航者は減少しているものの、流行が終息に向かえば渡航者数が回復し、ASF などの侵入リスクが再び増大すると考えられることから、30 か所の空港のうち 11 か所にとどまっている検疫探知犬の増設・増頭や家畜防疫官の増員など、水際対策のより一層の強化を要望します。

〔 県所管部課：環境森林部 自然環境課  
農政部 畜産振興課 〕

## 【26】 林業・木材産業の成長産業化に不可欠な木造・木質化 推進について

所管省庁：農林水産省 林 野 庁

新型コロナウイルスの影響により木材需要の減退が予測されることから、成長産業化に不可欠な木材利用対策として、木造住宅建設支援の強化や、非住宅分野における木造・木質化の促進策の拡充を図るとともに、大径材の需要拡大のための取組について国が率先して取り組むこと。

### 【提案・要望の具体的内容】

- 1 住宅分野においては、木造住宅建設促進支援の強化を図ること。
- 2 非住宅分野においては、商業施設やマンション等幅広い民間施設も対象に含めるなど、木造・木質化の促進策の拡充を図ること。
- 3 森林資源が成熟し大径化した木材について、国が率先して需要創出の強化に取り組むこと。

### 【提案・要望の理由】

- 林業・木材産業の成長産業化を推進するためには、住宅分野における外材から国産材への使用転換及び非住宅分野における非木造から木造への転換を進めることにより、木材の新たな需要創造の加速化を図る必要があります。
- 特に、中大規模建築物では、関係法令の改正、耐火及びCLT等の技術革新により、木造建築の可能性は大きく広がっていますが、まだまだ鉄骨造・鉄筋コンクリート造からのシフトが進んでいないのが現状です。
- このような中、本年1月から新型コロナウイルス感染症の影響により事業活動が停滞し、年間住宅着工戸数は大きく減少すると予測されています。また、非住宅分野においても、特に民間施設については新たな投資となる施設整備が抑制されると予測されます。
- そこで、住宅分野においては、木造住宅建設促進のために支援の強化を求めるものです。
- 非住宅分野においては、既存制度を見直し、商業施設やマンション等幅広い民間施設も支援の対象に含めるとともに、補助率の引き上げや要件緩和等により、木造施設が各所に整備されるよう、木造・木質化の促進の強化を要望するものです。
- さらに、森林資源が成熟し大径化した木材の増大が見込まれることから、大径化に対応した生産設備の支援の強化や大径材の需要創出のため国が率先して取り組むことを要望するものです。

〔県所管部課：環境森林部 林業木材産業課〕

## 【27】地籍調査の推進について

所管省庁：国土交通省 土地・建設産業局

第7次国土調査事業十箇年計画（令和2（2020）年度開始）における地籍調査を着実に推進するため、十分な財源を確保すること。

### 【提案・要望の具体的内容】

- 1 災害からの復旧・復興や農地の集積・集約化、さらには森林施業の集約化による森林整備を計画的に実施するためには、これらの基盤となる地籍調査を迅速かつ着実に推進する必要があるため、計画面積に見合った財源措置を講じること。

### 【提案・要望の理由】

- 本県の地籍調査は、防災対策の推進や社会資本整備、農林地の効率的利用などを目的に必要性・緊急性の高い地域において推進しておりますが、その進捗状況は、平成30（2018）年度末時点で23%と全国平均の52%を下回っている状況です。
- このため県では、積極的に地籍調査を進めているところですが、平成27（2015）年度以降は、国の地籍調査費負担金が市町からの要望額を満たしておらず、本県における第6次国土調査十箇年計画の進捗率は、平成30（2018）年度末時点で41%に留まっており、地籍調査の計画的な推進に支障を来しています。
- さらに、山村地域は過疎化や高齢化により林地の筆界に関する人証・物証が失われつつあり、早期に筆界未定森林の地籍を確定させ、計画的な森林整備につなげていくことが大きな課題となっています。
- また、近年、頻発する自然災害の備えとして、災害復旧にも有効な地籍整備を着実に進めていく必要があります。
- こうした中、令和2（2020）年度当初予算においては、昨年度に引き続き防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策（H30.12.14閣議決定）が予算措置されたところですが、地籍調査事業を円滑かつ継続的に推進するためには、3か年緊急対策終了後も十分な財源の確保が必要と考えます。
- このため、第7次国土調査十箇年計画の実施に当たり、市町等の要望を踏まえた地籍調査費負担金等の十分な財政措置を要望します。

〔 県所管部課：環境森林部 森林整備課  
農政部 農村振興課 〕

## 【28】リサイクル産業の理解促進と高度なリサイクルの推進 について

所管省庁：環境省 環境再生・資源循環局

国内での資源循環を促進するため、リサイクル産業に対する理解促進と、高度な技術を用いた優良なリサイクル業者の活用を促す環境の整備を行うこと。

### 【提案・要望の具体的内容】

- 1 国が率先して、リサイクル施設の円滑な新規立地に繋がるよう、リサイクル産業に対する認知度の向上のための取組を実施すること。
- 2 優良なリサイクル業者の育成を図るため、廃棄物等の再資源化においては、高度な技術を用いる業者が優先して活用される措置を講ずること。

### 【提案・要望の理由】

- 本県では、平成 28(2016)年度を初年度として策定した「栃木県廃棄物処理計画」に基づき、リサイクル施設等に関する県民理解促進事業を実施するとともに、プラスチック資源循環について、「栃木からの森里川湖もりさとかわうみプラごみゼロ宣言」や、栃木県プラスチック資源推進条例の制定などの、取組を進めています。
- しかし、依然としてリサイクル産業は、原材料を産み出す素材産業であることの理解が十分得られていないため、このようなイメージの定着に繋がる取組を国が率先して実施し、リサイクル産業の健全な育成が図られる環境の整備を要望するものです。
- また、容器包装リサイクル制度に基づく再商品化については、平成 28(2016)年 5 月 31 日付け中央環境審議会意見具申において、優良な事業者がよりポテンシャルを伸ばせるような優れた入札制度を目指し、再商品化事業者が素材産業化を目指す製造事業者として成長できる環境を整備すべきとされています。
- 上記意見具申を受け、容器包装リサイクル法の指定法人である公益財団法人日本容器包装リサイクル協会において、ペットボトルリサイクルの在り方が検討されていますが、未だ結論は出ておりません。
- このため、高度な技術を有するリサイクル業者がより有効に活用される措置を早急に講ずること等を要望するものです。

〔県所管部課：環境森林部 廃棄物対策課〕

## 【29】 気候変動対策の推進に対する支援の充実について

所管省庁：環境省 地球環境局  
経済産業省 資源エネルギー庁

地域の実情に応じた気候変動対策を推進できるよう、気候変動影響による被害の回避・軽減対策や温室効果ガス排出削減等対策に対する支援の更なる充実を図ること。

### 【提案・要望の具体的内容】

- 1 気候変動適応法に基づく地域気候変動適応センターが、地域における適応策を推進する拠点としての役割を果たせるよう、技術的支援及び人的支援を一層強化するとともに、体制整備及び運営に対する更なる財政支援措置を講じること。
- 2 地域の防災・減災と低炭素化を同時に実現する自立・分散型の再生可能エネルギーの創出を加速させるため、地方自治体の主体的な取組みに対し、十分な財政支援措置を講じること。
- 3 温室効果ガス排出量の一層の削減に向けた普及啓発に対する支援を一層拡充するため、地球温暖化防止活動推進センターに対する更なる支援を行うこと。
- 4 太陽光発電施設の適切な導入・管理や事業終了後の撤去・廃棄が適正に行われるよう、FIT法に基づく指導の徹底や、改正法により導入される廃棄費用の外部積立制度による確実な撤去など、国が責任を持って行うこと。

### 【提案・要望の理由】

- 本県においては、これまで、温室効果ガス排出削減等対策（緩和策）として、太陽光発電や水力発電、バイオマス発電等再生可能エネルギーの導入促進を図るとともに、高効率機器の導入など省エネルギー対策の推進、また「COOL CHOICE とちぎ」推進チームの設置や栃木県地球温暖化防止活動推進センターなどによる普及啓発に取り組んできました。
- 令和2（2020）年度からは、気候変動影響による被害の回避・軽減対策（適応策）の推進の拠点として、「栃木県気候変動適応センター」を設置し、本県における気候変動の影響と適応に関する情報の収集、分析及び提供並びに助言を行っていくこととしたところです。
- 地域毎に異なる自然的状況や社会経済状況を踏まえ、地域の実情に応じた適応策を推進するためには、国立環境研究所と地域気候変動適応センターの連携はもとより、膨大かつ多岐にわたる気候変動情報を地域毎に分析して同センターに提供するなど、国による技術的支援の一層の強化が必要となるほか、同センターの技術力向上のための専門人材の派遣等の人的支

援が必要です。

- また、地域気候変動適応センターの活動に当たり、地方交付税措置として標準団体あたり職員1名分が措置されているものの十分とは言えないことから、同センターの体制整備や運営に対する一層の財政支援が必要です。
- 一方、緩和策に関しては、昨今の自然災害の増加に鑑み、災害時にも使用できる再生可能エネルギーの創出を加速させる必要があります。また、省エネルギー対策や普及啓発活動に関しても、今後更なる取組みが必要となっています。
- 更に、太陽光発電施設については、操業中の安全管理や、事業終了後の施設設備の確実な撤去などについて、地域社会での懸念が生じており、地域との調和を図りながら再生可能エネルギーの導入拡大を図っていく必要があります。
- 以上のことから、地方自治体が地域資源を最大限に活用し、緩和策、適応策を車の両輪とした気候変動対策をより一層推進できるよう、十分な支援を要望するものです。

〔県所管部課：環境森林部 地球温暖化対策課〕

## 【30】よろず支援拠点の継続設置について

所管省庁：経済産業省 中小企業庁

「中小企業・小規模事業者ワンストップ総合支援事業」による無料経営相談所として設置されているよろず支援拠点を継続して設置すること。

### 【提案・要望の具体的内容】

- 1 よろず支援拠点は、中小企業・小規模事業者の様々な経営上の課題に向き合うワンストップ相談窓口として大きな役割を果たしていることから、令和3(2021)年度以降も継続して設置されるよう措置を講じること。

### 【提案・要望の理由】

- 平成26(2014)年度から各都道府県に設置されているよろず支援拠点は、相談先に悩む中小企業・小規模事業者の相談窓口として、広く相談に応じ総合的・先進的なアドバイスや他の支援機関との総合調整を行うなど、地域の経営相談支援体制の中心的役割を果たしています。
- 平成26(2014)年度の開設以来、本県の相談件数の累計は、約2万7千件となり、延べ相談者数も1万9千者以上となっており、地域の相談窓口として不可欠な存在となっています。
- 地域経済や雇用を支える極めて重要な存在である中小企業・小規模事業者の創業から成長、事業承継に至るまでを支援するよろず支援拠点について、令和3(2021)年度以降も継続して設置することを要望します。

〔県所管部課：産業労働観光部 経営支援課〕

## 【31】大規模災害対策の推進について

所管省庁：内閣府 政策統括官（防災担当）  
総務省 自治財政局

近年の大規模災害を踏まえ、逃げ遅れ防止のための普及啓発の充実強化や、被災者の負担軽減のための各種支援制度の改善及び災害時の広域応援・受援を円滑に行う体制の構築を図ること。

### 【提案・要望の具体的内容】

- 1 令和元年東日本台風をはじめ、近年の豪雨災害において、河川の氾濫や土砂災害により多数の死者を伴う甚大な被害が発生していることを踏まえ、5段階の警戒レベル等の各種避難情報について住民が正しく理解し、適切な住民の避難行動につながるよう、自治体のみに任せることなく、国においても広く普及啓発を図るとともに、住民に対する分かりやすい避難情報のあり方について引き続き検討すること。
- 2 被災者生活再建支援法の適用範囲について、一部市町村が適用対象となるような自然災害が発生した場合には、全ての被災市町村を支援の対象として、法に基づく救済が被災者に平等に行われるよう見直すこと。また、引き続き、支援金の支給対象を拡大するとともに、これらの財源確保のため、被災者生活再建支援基金の国庫補助割合の引上げ等、東日本大震災時と同様の措置を講ずること。  
さらに、基金を設置して実施している本県独自の被災者生活再建支援制度について、基金から支援金を支出した年度に、その支援金に係る県支出分を特別交付税の対象とすること。
- 3 災害救助法に基づく住宅の応急修理について、迅速かつ効率的に実施できるように、運用しやすい制度に改善すること。また、応援した自治体が救助に要する費用を支弁した場合の国への直接請求を制度化すること。  
さらに、災害救助事務費について、上限を撤廃し、全額、災害救助費負担金の対象とするよう検討すること。
- 4 「被災市区町村応援職員確保システム」については、被災地の災害復旧に有効な支援システムであることから、被災自治体に財政負担が生じないよう十分な財政措置を行うこと。
- 5 避難所における新型コロナウイルス感染症などの感染リスク軽減を図るため、段ボールベッド、パーティション、フェイスガード等についても災害救助基金による備蓄の対象とするよう検討すること。

### 【提案・要望の理由】

- 令和元年東日本台風災害では、本県においても、避難の途中で犠牲者が出るなど、夜間や大雨の中での避難のあり方に課題が残ったことから、災害時における住民の着実な避難行動に結びつけるための普及啓発の充実強化を図る必要があります。特に、5段階の警戒レベルについては、避難勧告・指示等の避難情報と警戒レベル相当情報の関係がわかりにくい等との



指摘があり、住民に分かりやすい避難情報のあり方について、引き続き国においても検討していくことが必要です。

- 被災者生活再建支援制度については、同一災害の場合に被災者が公平に支援を受けられるよう市町村ごととされている適用要件を見直す必要があります。また、被災者の安定した日常生活への早期復帰に資するよう対象を拡大していくことが必要です。

さらに、本県が独自に設けた被災者生活再建支援制度については、市町と共同で外部団体に設置している基金へ積み立てた上で被災者に支給することから、特別交付税の対象外とされております。しかしながら、基金を設置したのは被災者支援の迅速性等を重視したからであるため、基金から支援金を支出した年度において、その支援金に係る県が基金へ支出した分の特別交付税措置を要望します。

- 災害救助法に基づく住宅の応急修理については現物給付による修理のみが対象となっていますが、より迅速かつ効率的に実施するためには、被災者本人による修理の手配及びその修理費用に対する金銭支給などの手法が必要で

ます。また、大規模災害時における被災自治体の事務的な負担を軽減し、復旧・復興を促進するため、応援経費についての国への直接請求の制度化が必要で

ます。さらに、大規模災害時に多くの避難所を開設した場合、対応する職員も増え、災害救助事務費が膨らむことから、全額、災害救助費負担金の対象とすることが必要で

- 令和元年東日本台風災害では、本県で初めて「被災市区町村応援職員確保システム」を活用し、発災直後から、複数の自治体から住家の被害認定調査業務等に応援をいただくことにより、復旧業務を迅速かつ着実に進めることができました。

一方、被災自治体では、応援にかかる多額の費用負担が生じるため、当該システムの活用を躊躇することも懸念されることから、被災自治体に財政負担が生じないよう十分な財政措置が必要で

- 感染症拡大を防止するため、段ボールベッド、パーティション、フェイスガード等について、継続して備蓄を進める必要があることから、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金だけではなく、災害救助基金でも事前購入・備蓄できるようにすることが必要で

〔県所管部課：県民生活部 危機管理課〕

## 【32】安全・安心な県民生活を支える社会資本の整備・保全について

所管省庁：財 務 省 大 臣 官 房  
主 計 局  
国土交通省 大 臣 官 房  
総 合 政 策 局  
都 市 局  
水管理・国土保全局  
道 路 局  
住 宅 局

安全・安心な県民生活を確保していくため、地方が真に必要としている社会資本の整備・保全等が着実に推進できるよう、十分な財源確保を行うなど、支援の充実を図ること。

### 【提案・要望の具体的内容】

- 1 直轄事業から市町村事業に至るまで、地方が真に必要としている社会資本の整備・保全が着実に推進できるよう、十分な財源を確保すること。
- 2 「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」については、令和2(2020)年度までの限定的な措置となっているため、県民の安全・安心の確保に向けた取組がこれまで以上に推進できるよう、令和3(2021)年度以降においても対象要件を拡大した新たな制度を構築し、必要な予算を安定的・継続的に確保すること。
- 3 老朽化する社会資本の維持管理・更新を計画的に行うため、国庫補助・交付金事業の財源確保や、公共施設等適正管理推進事業の交付税措置率の更なる引き上げなど、地方の老朽化対策への財政支援の充実を図るとともに、地方の道路整備なども遅れることがないように、十分な整備予算も確保すること。

### 【提案・要望の理由】

- 今後急速に進行する人口減少に対応した地方創生への取組や、近年、頻発・激甚化している大規模災害に備える防災・減災対策、高齢者や園児等の移動経路も含めた交通安全の確保など、直轄事業から市町村事業に至るまで、社会資本の整備・保全の重要性が増しているところであり、その推進に必要となる十分な財源を確保することが必要です。
- 国においては、重要インフラ緊急点検により抽出した箇所を「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」として位置付け、令和2(2020)年度までの限定的な措置として、重要インフラ等の機能維持のための対策を推進しています。

- 令和元年東日本台風による甚大な被害も踏まえ、将来にわたって県民の安全で安心な暮らしを確保するためには、強靱な県土づくりをこれまで以上に推進する必要があり、地域の実情に応じて対象要件を拡大した新たな制度を構築し、令和3(2021)年度以降も防災・減災や強靱化に必要な取組を、安定的・継続的に進めていく必要があります。
- 老朽化が進行する社会資本の維持管理・更新については、法定点検結果に基づいた計画的な修繕及び予防保全段階にある修繕が必要であるため、国庫補助事業の財源確保や公共施設等適正管理推進事業の交付税措置率をさらに引き上げるなど、地方への財源支援の充実が不可欠です。
- 道路メンテナンス事業補助制度の創設などにより、道路施設の老朽化対策予算が拡充されましたが、渋滞対策や交通安全対策など、地方の道路整備の推進に必要な予算の確保も必要です。

〔県所管部：県土整備部〕

## 【33】 令和元年東日本台風被害からの復旧・復興について

所管省庁：国土交通省 大臣官房  
水管理・国土保全局

令和元年東日本台風による甚大な被害等を踏まえ、災害復旧事業及び改良復旧事業の推進について、特段の支援を行うこと。

### 【提案・要望の具体的内容】

- 1 災害復旧事業を確実に推進するため、予算の重点的な配分を行うこと。
- 2 改良復旧事業を着実に推進するため、特段の支援を行うこと
  - (1) 令和元(2019)年度から着手した永野川等5河川の改良復旧事業について、整備推進に向けて十分な財源を確保すること。
  - (2) 田川、巴波川について、令和3(2021)年度の新規事業化に向けて特段の支援を行うこと。

### 【提案・要望の理由】

- 本県においては、令和元年東日本台風により、県内13地点の観測所において観測史上最高の日降雨量となる中、各地の河川では決壊や越水・溢水等が発生し、床上・床下浸水等による住家被害が14,000戸を越えるなど甚大な被害を受けました。
- 県管理の公共土木施設では904箇所が被災し、今後予定している改良復旧事業等を含めると、復旧に要する費用は900億円を越える見込みであり、平成10年の那須水害を越える過去最大の被害規模となっています。
- 現在、被災箇所の早急な復旧に向けて全力で取り組んでいるところですが、未発注の被災箇所も含めて、復旧工事を確実に進める必要があることから、引き続き、予算の重点的な配分が必要です。
- また、特に被害の著しかった箇所のうち、永野川など5河川については、令和元(2019)年度から改良復旧事業等を導入し、治水機能の向上に向けて積極的に整備を進めているところではありますが、その総事業費は約341億円を見込んでいることから、引き続き、整備推進に向けて予算の重点的な配分が必要です。
- さらに、田川、巴波川については、関係機関による検討会を立ち上げ、検討・協議を進めているところであり、令和3(2021)年度の事業化に向けて、特段の支援が必要です。

〔県所管部課：県土整備部 河川課〕

## 【34】 河川・砂防事業の推進について

所管省庁：国土交通省 大臣官房  
水管理・国土保全局

強靱な県土づくりを推進するため、直轄河川・砂防事業を着実に推進するとともに、地方の取組についても積極的に支援すること。

### 【提案・要望の具体的内容】

- 1 鬼怒川、渡良瀬川、那珂川等における直轄河川事業や、県管理区間における改修事業等を着実に推進できるよう、十分な財源を確保すること。
- 2 特に中小河川における住民の円滑・確実な避難を可能とするソフト対策を推進できるよう、十分な財源を確保すること。
- 3 日光地域における直轄砂防事業の更なる推進を図るとともに、那須岳の火山噴火に伴う災害の発生に備え、火山噴火緊急減災対策砂防計画に基づく対策を直轄事業により実施すること。
- 4 土砂災害の発生に備えた砂防施設の整備や、住民の円滑・確実な避難を可能とするソフト対策を推進できるよう、十分な財源を確保すること。

### 【提案・要望の理由】

- 流域全体の治水安全度を高め、県民の安全・安心を確保するためには、国土保全上特に重要な直轄管理区間はもとより、上流域の県管理区間も含めて、河川改修等のハード対策を着実に推進する必要があります。
- 特に中小河川においては、施設では防ぎ切れない洪水は発生するとの認識に基づき、住民の円滑かつ確実な避難を可能とするため、簡易型河川監視カメラや危機管理型水位計の設置、浸水想定区域図の作成によるハザードマップの拡充など、ソフト対策についても強化していく必要があります。
- 日光地域の男体山等を中心とした山岳地域では、依然として荒廃が著しく、大雨等により発生する土砂災害は下流域へ甚大な被害を及ぼすことが想定されることから、これまで以上に直轄砂防事業による砂防施設の整備が必要です。また、那須岳の火山噴火が発生した場合、その被害は広域的かつ甚大となることから、直轄事業による計画的な対策が必要です。
- 本県の砂防事業においても、災害時に甚大な被害が生じる可能性の高い未整備の溪流等が数多く残されていることから、継続的な砂防堰堤等の整備を推進するとともに、住民の円滑かつ確実な避難を可能とするため、土砂災害警戒情報の精度向上や土砂災害警戒区域の周知など、ソフト対策もあわせて推進することが必要です。

〔 県所管部課：県土整備部 河川課  
砂防水資源課 〕

## 【35】ダム事業の着実な推進及び生活関連事業の実施について

所管省庁：国土交通省 大臣官房  
水管理・国土保全局

思川開発事業について、ダム本体工事を推進し、早期完成を図ること。また、ダム建設に伴う生活再建事業を確実に実施すること。

### 【提案・要望の具体的内容】

- 1 思川開発事業については、ダム本体工事を推進し、早期完成を図ること。
- 2 水源地域住民の生活再建を支援するため、付替県道上久我栃木線道路改良事業などの整備推進を図ること。

### 【提案・要望の理由】

- 思川開発事業については、「ダム事業の検証」の結果、平成28(2016)年8月に「事業継続」の対応方針が示されました。
- 本事業は、下流地域の洪水被害を軽減させるとともに、地下水依存度の高い県南地域における安全な水道水の安定供給を確保する上で、重要な事業です。
- ダム本体工事については令和2(2020)年度に着手予定となっておりますが、令和元年東日本台風では、南摩ダム下流域においても甚大な被害が発生したことから、1日も早い完成に向けて事業を推進する必要があります。
- また、水源地域においては、関係住民の生活の安定と福祉の向上を図るため、付替県道上久我栃木線道路改良事業などの生活再建事業を確実に実施していくことが必要です。

〔県所管部課：県土整備部 砂防水資源課〕

## 【36】 幹線道路ネットワークの強化について

所管省庁：国土交通省 大臣官房  
道路局  
都市局

県内の広域幹線道路ネットワークの強化を図るため、高規格幹線道路における渋滞対策やスマート IC 設置などの機能強化、直轄国道の着実な整備推進、地域高規格道路の整備と適切な維持・管理に向けた支援を行うこと。

### 【提案・要望の具体的内容】

#### 1 高規格幹線道路の機能強化

- (1) 東北自動車道宇都宮 IC 以北における 6 車線化整備計画の策定、及び栃木 IC 付近における渋滞対策の早期実施
- (2) 新たなスマート IC の整備推進に向けた支援、及びアクセス道路の整備推進に向けた予算の確保
  - ・事業中：大谷(宇都宮市)、都賀西方(栃木市)、矢板北(矢板市)、出流原 PA(佐野市)、下野(下野市) (名称は全て仮称)
  - ・早期の準備段階調査箇所採択に向け検討中：足利地区
  - ・構想中：壬生地区
- (3) 北関東自動車道における休憩施設の早期整備
  - ・壬生 PA における駐車場の拡張
  - ・壬生 PA と笠間 PA 間における休憩施設の新設

#### 2 直轄国道の整備推進

- (1) 国道 4 号
  - ・西那須野道路、交通安全対策事業の早期完成
  - ・矢板拡幅、矢板大田原バイパスの整備推進
- (2) 新 4 号国道
  - ・平面交差点の渋滞緩和のための計画的な立体化の推進
  - ・圏央道五霞 IC までの 6 車線化推進
- (3) 国道 50 号
  - ・足利市内の混雑交差点立体化等による渋滞対策の推進

#### 3 地域高規格道路の整備等に対する支援

- (1) 茨城西部・宇都宮広域連絡道路
  - ・国道 119 号宇都宮環状北道路の整備支援
- (2) 常総・宇都宮東部連絡道路等
  - ・国道 408 号真岡南バイパス、真岡宇都宮バイパス、宇都宮高根沢バイパス、国道 294 号二宮拡幅の整備支援
- (3) 日光宇都宮道路 (有料道路)
  - ・長期にわたる計画的な修繕実施や更新に向けた支援

- (4) 新たな広域道路ネットワークのあり方の速やかな策定、及び県東部八溝地域における主要道路の地域高規格道路等への位置付け

### 【提案・要望の理由】

#### ■高規格幹線道路の機能強化

- 東北自動車道の上河内 SA(上り線)や矢板北 PA(下り線)付近、及び栃木 IC 付近においては慢性的な交通渋滞が発生しており、速達性と定時性確保のため拡幅整備が必要です。
- スマート IC の整備は、高速道路の利活用増進や一般道路の渋滞緩和など地域経済の活性化に寄与するとともに、緊急輸送道路ネットワークを強化する上でも極めて有効です。また、スマート IC の整備効果を高めるためには、アクセス道路との一体的な整備が不可欠です。
- 事業中のスマート IC の整備支援に加え、足利地区について早期の準備段階調査箇所採択に向け検討を進めているため、技術的支援が必要です。
- 北関東自動車道の壬生 PA から笠間 PA に至る区間は、約 50km あるにもかかわらず休憩施設がなく、また壬生、笠間両 PA においては日常的に混雑しているため、壬生 PA の拡張及び新たな休憩施設の整備が必要です。

#### ■直轄国道の整備推進

- 国道 4 号については、県北部地域における平常時の交通の円滑化や、緊急輸送道路ネットワークを確保するため、西那須野道路、矢板拡幅、矢板大田原バイパスの整備が必要です。また、安全・安心な歩行空間を確保するため、大原間南横断歩道橋整備事業、栗宮歩道整備事業、雀宮駅前・駅北歩道整備事業、上横田歩道整備事業の早期完成と、円滑な交通を確保するため、那須町以北線形改良の早期完成が必要です。
- 新 4 号国道については、本県と首都圏を直結する極めて重要な路線であり、首都直下地震が発生した際の広域的なバックアップ体制確保の観点からも、圏央道五霞 IC までの区間について早期の 6 車線化整備を進めるとともに、慢性的な渋滞が発生している平面交差点部については計画的な立体化による更なる機能強化が必要です。
- 国道 50 号の足利市街地(問屋町付近)は慢性的な交通渋滞が発生しており、立体化などの対策が必要です。

#### ■地域高規格道路の整備等に対する支援

- 茨城西部・宇都宮広域連絡道路のうち、国道 119 号宇都宮環状北道路は、県都宇都宮市の産業経済を支える宇都宮環状道路の一部を形成する重要な路線であり、東北自動車道宇都宮 IC へのアクセス強化や宇都宮環状道路の交通円滑化を図るため重点的な整備が必要です。
- 常総・宇都宮東部連絡道路のうち、国道 408 号真岡南バイパス・真岡宇都宮バイパス・宇都宮高根沢バイパスは、鬼怒川左岸に集積する栃木県の産業を牽引する工業団地群を連絡する重要な路線であり、北関東自動車道真岡 IC へのアクセス強化や常磐自動車道及び圏央道との連携強化を図るため、重点的な整備が必要です。また、真岡南バイパスに接続



する国道 294 号二宮拡幅の一体的な整備が必要です。

- 日光宇都宮道路は、供用開始以来約 40 年を経過し、橋梁やトンネル等の老朽化が著しいため、平成 27(2015)年度に料金徴収期間を令和 16(2034)年まで延伸し、修繕工事を実施しているところです。しかしながら、料金徴収期間満了後においても修繕・維持管理費用の確保が課題となってくるのが確実なため、継続的な修繕対策等に係る支援が必要です。
- 県版の新たな広域道路ネットワーク計画を策定するためには、現在国で検討を進めている新たな広域道路ネットワークのあり方の速やかな提示が必要です。また、平常時・災害時を問わない物流・人流の確保、活性化を図り、その効果を県内全域に波及させるには、県東部八溝地域や県西部地域において主軸となる道路を地域高規格道路等へ位置付け、新たな広域道路ネットワークを構築することが不可欠です。

県所管部課：県土整備部 交通政策課  
道路整備課  
都市整備課

## 【37】直轄権限代行事業等による道路の機能強化について

所管省庁：国土交通省 大臣官房  
道 路 局

県境を跨ぐ広域的な道路ネットワークを構成し、機能強化にあたり技術的難易度の高い道路については、国による直轄権限代行事業等により積極的な支援を行うこと。

### 【提案・要望の具体的内容】

- 1 国道 121 号の機能強化に向けて、直轄権限代行により事業中の日光川治防災の整備を推進するとともに、将来的には、国が管理を行う直轄管理区間として指定すること。
- 2 国道 120 号の通年通行化に向けて、技術的難易度の高い金精道路について、直轄権限代行事業により支援を行うこと。

### 【提案・要望の理由】

- 国道 121 号は、山形・福島・栃木を結ぶ重要な広域幹線道路です。しかしながら、日光地域においては平成 27 年 9 月関東・東北豪雨の際に大規模な路肩崩落等が発生し、防災拠点である道の駅や観光拠点である川治温泉等が一時孤立したことから、防災・減災や国土強靱化を図るため、日光川治防災の事業推進が必要です。  
また、東北自動車道や国道 4 号の代替機能を果たす重要な道路であることから、将来的には直轄管理区間に指定し、高い管理水準を確保する必要があります。
- 国道 120 号は、群馬と栃木を結ぶ重要な広域幹線道路です。しかしながら、県境の金精道路は標高 1,800m を超え、雪崩や地吹雪により除雪が困難なため、約 4 ヶ月に渡って冬季通行止め（約 17km 区間）を余儀なくされています。通年通行は両地域の長年の悲願であり、防災上の観点からも、冬季においても通行可能な道路の整備が必要です。  
県境を跨ぐ広域的な道路ネットワークの確保という観点と、整備には高い技術力を要することから、直轄権限代行による整備の検討を要望します。

〔県所管部課：県土整備部 交通政策課〕

## 【38】住宅・建築物の耐震化の推進について

所管省庁：国土交通省 大臣官房  
住宅局

首都直下地震等の発生が切迫する中、住宅・建築物の耐震化を促進するとともに、未耐震住宅・建築物の倒壊等の被害から生命を保護するため、住宅・建築物の耐震化等に係る補助制度の拡充と十分な財源の確保を図ること。

### 【提案・要望の具体的内容】

- 1 「建築物の耐震改修の促進に関する法律」の目的に基づき、県民の生命や身体を保護するため、引き続き耐震化を促進するとともに、やむを得ず耐震化に至らない住宅・建築物についても、部分的な改修工事等により倒壊による被害の軽減を図れるよう、今年度予定されている国の耐震化目標等の見直しに合わせ、補助制度の拡充及び十分な財源の確保を図ること。

### 【提案・要望の理由】

- 本県では、「栃木県建築物耐震改修促進計画（二期計画）」の最終年度を迎え、次期耐震改修促進計画策定のため、耐震化の進捗や今後の課題の把握を進めておりますが、とりわけ住宅の耐震化率が伸び悩んでおります。
- 現時点で耐震化を要する住宅の多くは、築年数の増加に伴う建替が実施されている一方で、所有者が高齢であることや収入が限られていること等から、耐震化に消極的となり実施に至らない事例が多く見受けられます。
- 首都直下地震等の発生が切迫する中、県民の生命や身体を保護することが重要であることから、引き続き、国・市町と連携して耐震改修工事等の促進を図るとともに、個々の事情によりやむを得ず耐震化に至っていない住宅・建築物の倒壊等の被害軽減のため、部分的な改修工事等についても補助対象とするなど、補助制度の拡充を図るとともに、十分な財源を確保することが必要です。

〔県所管部課：県土整備部 建築課〕

## 【39】公共交通ネットワークの確保・充実について

所管省庁：国土交通省 大臣官房  
総合政策局  
都市局  
道路局  
鉄道局  
自動車局  
観光庁

新型コロナウイルス感染症の影響下においても、県民の日常生活における移動手段を確保するため、公共交通ネットワークの確保及び充実に対する支援制度の更なる拡充を図ること。

### 【提案・要望の具体的内容】

- 1 新型コロナウイルス感染拡大に伴う緊急事態宣言下においても、社会の安定の維持の観点から運行を継続した第三セクター鉄道やバス、タクシー等の地域の公共交通事業者は、現在、深刻な経営状況に陥っていることから、今後も感染拡大防止を図りつつ、持続的に県民の日常生活における移動手段を提供し続けることができるよう、早急に支援の充実を図ること。
- 2 バス等の生活交通の確保・充実に対する支援制度の拡充や地方財源への支援を強化すること。
- 3 第三セクター鉄道の経営安定のための新たな運営費補助等の創設や、地方負担に係る地方財政措置の拡充を講じるとともに、鉄道安全輸送設備の維持改善のための十分な財源を確保すること。
- 4 地域の公共交通利用者はもとより、訪日外国人をはじめとする旅行者の移動の利便性向上を図るため、M a a Sの実現に向けた交通系 I Cカードの導入、ノンステップバス及び U D タクシーの普及拡大、鉄道駅のバリアフリー化に向けた必要な財源を確保すること。
- 5 中山間地域や観光地における移動手段の確保のため、無人自動運転移動サービス導入に向けた地方の取組に対し、必要な財源を確保するとともに、関係法令に基づく諸手続が円滑化に進むよう、関係府省庁による総合的かつ横断的な支援体制を整備すること。
- 6 宇都宮市と芳賀町における全国初の全線新設による L R T の開業に向けて、十分な財源を確保し積極的な財政支援を行うこと。

### 【提案・要望の理由】

#### ■新型コロナウイルス感染症への対応

超高齢社会や環境問題への対応、地域間の連携・交流の促進等の観点から、これまで以上にバス、鉄道、L R T等の公共交通ネットワークの確保・充実

に向けた取組を推進していく必要がありますが、まずは新型コロナウイルス感染症の影響により深刻な状況にある事業者の経営の安定化を図らなければ、これらの取組を推進していくことが困難な状況にあります。

バスやタクシー、第三セクター鉄道など地域公共交通事業者は、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う輸送人員・運送収入の大幅な減少にも関わらず、緊急事態措置における事業継続の要請に応じて、一定のサービスレベルを維持したまま運行を継続し、地域住民の生活の足の確保に努めてきましたが、その結果、赤字額が増大し事業の継続に支障を来しています。

今年度は、交通事業者の実施する感染防止対策に対する補助制度が新設されましたが、新型コロナウイルス感染症の影響は先行き不透明であり、事業者の自助努力も限界を迎えていることから、既存の運行費補助の対象拡大のほか十分な財源確保など、更なる緊急支援が必要です。

#### ■バス・タクシー

バス等の生活交通については、地域の特性やニーズに応じてその改善・充実に取り組んでおりますが、一方で、公費負担の増大が大きな課題となっている状況にあります。

こうした中、バスの地域間幹線系統に対する運行費補助（地域間幹線系統確保維持費国庫補助金）においては、事前算定方式による補助対象額に対し実際の欠損額が上回り、県と市町村で差額を補填している状況です。

また、バスの地域内フィーダー系統に対する運行費補助（地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金）及びノンステップバスの導入（地域公共交通バリア解消促進等事業）においても補助額がカットされる事例がみられ、生活交通を支える市町村及びバス事業者の負担が更に増大しています。

そのため、バスの運行費補助については、補助額上限規定の見直しなど、支援制度の拡充及び地方財源への支援を強化するとともに、ノンステップバスの導入における十分な財源の確保が必要です。

さらには、ユニバーサルデザインタクシーの導入費補助（地域公共交通バリア解消促進等事業）についても、日光などの国際的な観光地におけるインバウンド需要の増加、東京2020大会や令和4（2022）年に本県で開催される「いちご一会とちぎ国体」に向け、事業者の要望額に見合う十分な財源の確保が必要です。

#### ■第三セクター鉄道

本県内の「第三セクター鉄道」である野岩鉄道、真岡鐵道、わたらせ渓谷鐵道は、地域振興、住民生活の基盤として必要不可欠な公共交通であります。新型コロナウイルス感染症の影響もあり、特に厳しい経営状況が続いています。ついては、将来にわたり安定した経営基盤が確保できるよう、新たな運営費補助等の財政支援制度の創設を図るとともに、地方負担に係る地方財政措置の拡充を講じることが必要です。

また、鉄道輸送設備の安全性向上に加え、開業から30年以上が経過し老朽化した設備の適切な管理が喫緊の課題となっており、鉄道軌道輸送設備等

整備事業等への要望が高まっていますが、近年は、補助額が事業者の要望額に対し不十分な状況にありますので、十分な財源の確保が必要です。

#### ■公共交通の利便性向上

複数の交通手段がシームレスに連携し、ルート検索から予約、決済までを一括で可能とするMaaSの実現に向けて、LRTや路線バス等への交通系ICカードの導入が検討されています。交通系ICカードの導入や鉄道駅バリアフリー化は、公共交通全体の利便性向上に役立つほか、訪日外国人や地域に不慣れな旅行者等の移動円滑化にもつながり、地域の公共交通の活性化、ひいては地域の活力向上も期待できることから、国の訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業費補助金について、十分な財源確保が必要です。

#### ■無人自動運転サービス

バス運転手等の高齢化により、公共交通の担い手不足が深刻化する一方、運転免許証を返納する高齢者や訪日外国人の増加等により、地域住民の生活や観光地等における移動を支える公共交通の確保・充実が重要な課題となっています。

このため、誰もが自由に移動できる公共交通手段として、公共交通における無人自動運転サービスの社会実装に向けた取組を促進することは、これら社会課題の解決につながるとともに、SDGsに掲げる目標の一つ「住み続けられるまちづくり」の実現に寄与するものであることから、十分な財源確保が必要です。

また実際の運行にあたっては、道路法や道路交通法、道路運送法等、関係法令に基づく許可および協議が必要となることから、それらが円滑に進むよう、関係府省庁による総合的かつ横断的な支援体制の整備が必要です。

#### ■LRT

宇都宮市と芳賀町が進めているLRTは「コンパクト＋ネットワーク」のまちづくりや、県央地域における利便性の高い広域的な公共交通の実現に大きな役割を果たすとともに、本県の地域振興や産業経済の活性化などによる県勢発展に資するものであります。

両市町では、平成30(2018)年6月の事業着手以降、用地取得や各種工事等に積極的に取り組んでおり、令和4(2022)年3月の開業に向けて一歩ずつ事業が進んでいる状況にあります。

全国初の全線新設によるLRTの整備実現には、短期間で多額の事業費が必要となることから、十分な財源の確保が必要です。

[県所管部課：県土整備部 交通政策課]

## 【40】安定型最終処分場の許可基準について

所管省庁：環境省 環境再生・資源循環局

安定型最終処分場が過度に集中する地域における立地規制の導入を図ること。

### 【提案・要望の具体的内容】

- 1 廃棄物処理法において、安定型最終処分場が過度に集中する地域に対し、処分場の総量を規制するなど、新たな安定型最終処分場の立地を規制する基準を設けるとともに、処分場の設置許可に地域の実情を反映させるため、地方の裁量を認める規定を盛り込むこと。

### 【提案・要望の理由】

- 本県の北部地域は、平地林が広がり、地下水の水位が低い上に交通の利便性が良いなどの条件から、これまで200を超える最終処分場が設置されてきました。
- そのような中で、過去に大規模な安定型最終処分場の設置計画が浮上したことを契機として、地元住民を中心に地下水汚染等を心配する声が強まり、自治体や各種団体からも生活環境への影響を懸念する声が高まるなど、最終処分場の集中は県北地域において広域的な問題となっています。
- このような県北地域の状況に対し、本県では、最終処分場の過度の集中を防止する目的で、稼働中の最終処分場から1 km以内への新たな最終処分場の設置を規制する基準を指導要綱において独自に設け、事業者の指導に当たってきたところです。
- しかしながら、指導要綱による対応には限界があることから、根本的な対応として、廃棄物処理法において、安定型最終処分場が過度に集中する地域について、安定型最終処分場の総量を規制するなどの基準を創設するとともに、処分場の設置許可に地域の実情を反映させるため、地方の裁量を認める規定を盛り込むよう要望するものです。

〔県所管部課：環境森林部 廃棄物対策課〕

## 【41】 廃棄物処理施設整備（課題対応型産業廃棄物処理施設運用支援事業） 交付金について

所管省庁：環 境 省 環境再生・資源循環局  
内 閣 府 民間資金等活用事業推進室

全国初の PFI による管理型最終処分場整備事業を着実に実施するため、SPC（特別目的会社）が交付申請を行う事業費を確保すること。

### 【提案・要望の具体的内容】

- 1 本県が PFI により整備を進めている産業廃棄物最終処分場に係る廃棄物処理施設整備（課題対応型産業廃棄物処理施設運用支援事業） 交付金については、事業者が申請する事業費を交付できるよう必要な予算を確保すること。

### 【提案・要望の理由】

- 県内には管理型最終処分場が整備されていないため、県内で排出された産業廃棄物の最終処分量の約 48.5%に相当する約 4 万 8 千トンの処理を県外に依存しております。本県の経済活動の活性化のためにも、県内処理を促進する必要があります。
- このため、本県では、全国初となる PFI による産業廃棄物最終処分場の整備を進めております。本事業で得られた知見は、都道府県・政令市にフィードバックすることにより将来的に新しい整備手法となり得るものと考えます。
- 先進事例としてこの事業を成功させるためには、廃棄物処理施設整備（課題対応型産業廃棄物処理施設運用支援事業） 交付金の活用が不可欠です。
- つきましては、事業者の申請額に見合う十分な財源確保を要望します。

〔県所管部課：環境森林部 廃棄物対策課〕



## 【42】 地方大学の振興への支援について

所管省庁：内閣官房 まち・ひと・しごと創生本部  
文部科学省 高等教育局

地域における「知の拠点」として、産学官連携の下、地域産業の発展に貢献するとともに、地域の将来や Society5.0 の実現を支える人材育成を行うなど、若者の流出に歯止めをかけ、地方創生に重要な役割を担う地方大学の振興・機能強化等を図ること。

### 【提案・要望の具体的内容】

- 1 地域における「知の拠点」として、地域産業の発展に貢献し、地域の将来や未来技術を活用した Society5.0 の実現を支える人材を育成するなど、地方創生に重要な役割を担う地方大学について、その振興・機能強化を図ること。
- 2 地方大学が地域の魅力ある中核的な高等教育機関として安定的な運営を確保できるよう、運営費交付金等の拡充、施設整備・研究投資の拡大など、必要な財政支援の充実を図ること。

### 【提案・要望の理由】

- 平成 30(2018)年 11 月に中央教育審議会から、18 歳人口の減少を踏まえた大学など高等教育機関の将来構想「2040 年に向けた高等教育のグランドデザイン」が答申され、大学には「多様性」や「柔軟性」、あらゆる世代が学ぶ「知の拠点」の構築が求められています。
- 本県においても、大学は「知の拠点」として、産学官連携の下、地域産業の発展に貢献するとともに、地域の将来や未来技術を活用した Society 5.0 の実現を支える人材育成に資する教育プログラムを展開しております。魅力ある地域づくりの一翼を担い、若者の流出に歯止めをかけるべく地元就職率・進学率の向上に取り組んでおり、地方創生実現に向けて重要な役割を担っています。
- さらに、県内の高等教育機関で構成する「大学コンソーシアムとちぎ」において、それぞれが得意分野を持ち寄り、教育・研究はもとより、多方面にわたり地域社会や地元企業との連携に取り組んでいます。
- このような状況を踏まえ、若者の地元定着など地域の課題解決に地域と連携して積極的に取り組む地方大学について、その振興・機能強化に向け、運営費交付金等の拡充、施設整備・研究投資の拡大など、必要な財政支援の充実を図るよう要望します。

〔県所管部課：総合政策部 総合政策課〕

## 【43】東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた支援について

所管省庁：内閣官房 東京オリンピック競技大会・  
東京パラリンピック競技大会推進本部  
文部科学省 スポーツ庁  
文化庁

令和 3 (2021) 年にあらためて開催することになった「東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会」による様々な効果が、日本全体にいきわたるよう配慮するとともに、開催に向けて日本の魅力を世界に広く発信すること。

また、全国の自治体が、ホストタウンや文化プログラムに取り組むための支援を充実・強化するとともに、共生社会実現に向けた取組に必要な支援を行うこと。

さらに、大会の延期に伴いあらためて実施する聖火リレーについて、新たに生じることとなる自治体の準備・運営に係る費用負担に対して必要な支援を行うこと。

### 【提案・要望の具体的内容】

- 1 経済活性化やスポーツ・文化の振興、国際交流の推進といった東京 2020 大会の開催による様々な効果が、日本全体にいきわたるよう配慮するとともに、開催に向けて、地域の観光資源や伝統文化など、日本全国の魅力を世界に広く発信すること。
- 2 参加国等との相互交流を推進する「ホストタウン」や、レガシー創出につながる「文化プログラム」の取組に対し、支援を充実・強化すること。
- 3 パラリンピックを契機とした共生社会の実現に向けて、バリアフリー化やユニバーサルデザインのまちづくりに取り組めるよう必要な支援を行うこと。
- 4 さらに、聖火リレーについては実施直前に中止とされたところであり、あらためて実施することに伴う準備・運営等において、新たに生じることとなる自治体の費用負担に対し必要な支援を行うこと。

### 【提案・要望の理由】

- 本県では、「東京オリンピック・パラリンピック等に向けたとちぎビジョン」を策定し、ホストタウンとして登録しているハンガリーの直前キャンプ誘致や東京 2020 大会に向けた機運醸成に積極的に取り組むとともに、県民に文化活動を通じた大会への参加を促すため策定した「とちぎ版文化プログラム」に基づき、とちぎの魅力ある文化の更なる振興と地域の活性化に向けた取組を進めています。
- 国においては、大会開催による経済活性化やスポーツ・文化の振興、国際交流の推進といった様々な効果を日本全体にいきわたらせるよう配慮するとともに、大会開催に向けて、地域の観光資源、伝統文化をはじめとした日本全国の魅力を世界に広く発信するなど、積極的な支援が必要です。

- 参加国等との人的・経済的・文化的な相互交流を推進する「ホストタウン」や、レガシー創出につながる「文化プログラム」における自治体の取組推進に対しても、支援の充実・強化が必要です。
- また、パラリンピックを契機として、障害のある人にとってよりよい共生社会を実現するために、全国の自治体が、バリアフリー化やユニバーサルデザインによるまちづくりに取り組めるよう必要な支援を求めます。
- さらに、当初予定していた聖火リレーについて、本県は1年以上にわたる期間と多くの費用をかけて準備してきましたが、残念ながら実施直前の5日前に中止とされたところです。そこで、あらためて実施することに伴い必要となるリレー自体はもとより、地域の賑わい創出や活性化に繋がる取組や観客等の安全対策など、準備・運営等において新たに生じることとなる自治体の費用負担に対して必要な支援を求めます。

〔県所管部課：総合政策部 総合政策課〕

## 【44】国民体育大会及び全国障害者スポーツ大会開催に向けた財政支援等について

所管省庁：文部科学省 スポーツ庁

国民体育大会（以下「国体」という。）及び全国障害者スポーツ大会（以下「障スポ」という。）における開催経費や施設整備費の財政的な支援の拡充を図ること。また、「国民体育大会における 2020 年オリンピック対策・実行計画」（公益財団法人日本スポーツ協会 国体委員会策定）を実施するに当たり、開催都道府県に財政負担が生じないようにすること。さらに、新型コロナウイルス感染症に関する感染拡大予防ガイドライン、荒天時及び感染症流行時における開催可否等の具体的判断基準を定めること。

### 【提案・要望の具体的内容】

- 1 国体及び障スポ（以下「両大会」という。）における開催経費や施設整備費について、財政的な支援の充実により、開催都道府県の財政負担を軽減すること。
- 2 「国民体育大会における 2020 年オリンピック対策・実行計画」により、新たに導入される競技種目・種別の開催については、財政的な支援等の十分な対策を講じ、開催都道府県に財政負担が生じないようにすること。
- 3 両大会の開催及び運営に関して、新型コロナウイルス感染症に関する感染拡大予防ガイドラインを国等において定めること。
- 4 荒天時や感染症流行時における両大会の開催可否等の具体的な判断基準を国等において定めること。

### 【提案・要望の理由】

- 栃木県では、令和 4 (2022) 年の第 77 回国民体育大会「いちご一会とちぎ国体」及び第 22 回全国障害者スポーツ大会「いちご一会とちぎ大会」の開催に向け、競技会場の整備など諸準備を進めています。
- 両大会については、スポーツ基本法により公益財団法人日本スポーツ協会（障スポは、公益財団法人日本障がい者スポーツ協会）、国及び開催地都道府県が共催するものとされています。
- しかし、両大会の開催に要する経費については、開催年度に開催地都道府県補助として一定額が交付されるのみであり、大部分を開催地都道府県が負担しているのが現状です。
- また、国体の競技会を行う会場地市町村においては、施設基準に基づいた準備が求められていることから、開催地都道府県において一定の財政支援を行うなど、多大な費用負担が生じています。
- さらに、「国民体育大会における 2020 年オリンピック対策・実行計画」を受け、国体において追加実施されるオリンピック競技種目・種別への対

応が必要となっています。

- 加えて、両大会の開催に当たっては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止への取組が不可欠であり、専門家の知見を踏まえた対策により万全を期す必要があります。
- また、荒天時や感染症の流行時などの状況を踏まえ、開催可否等を判断しなければなりません。開催地都道府県が総合開・閉会式における実施態度の決定及び各競技会の開催可否等を個別に判断することは大きな負担となります。
- そこで、感染症流行時や緊急時における具体的な判断基準を策定し、円滑に両大会に臨む環境整備が不可欠です。
- このような状況を踏まえ、「人も地域も真に輝く魅力あふれる元気なとちぎ」に直結する意義のあるいちご一会とちぎ国体及びいちご一会とちぎ大会を実現するために十分な対策を講じられるよう要望します。

〔県所管部課：国体・障害者スポーツ大会局 総務企画課〕

## 【45】日光国立公園の魅力アップについて

所管省庁：環 境 省 自然環境局  
国土交通省 観 光 庁  
道 路 局  
自 動 車 局

国立公園満喫プロジェクトの次期目標を早急に示したうえで、誘客促進に資する自然公園施設の整備と管理に対し必要かつ十分な財政措置を講じること。

また、新型コロナウイルスの世界的な感染状況を見据え、インバウンド需要の回復に向けて、水際対策の徹底や観光誘客プロモーションの展開等を図るとともに、閑散期誘客や長期滞在を促進する取組及び交通ネットワーク強化への支援を拡充すること。

### 【提案・要望の具体的内容】

- 1 訪日外国人をはじめとする誘客促進に向け、自然公園施設の老朽化対策や国際化対応に必要な財政措置を講じること。
- 2 国立公園へのインバウンド旅行者受入れのため外国語対応ガイド等人材育成や案内機能の強化、閑散期誘客や長期滞在を促すための観光メニューの磨き上げ等の取組についても必要な財政支援を行うこと。
- 3 観光地における周遊性やアクセス性を高めるため、交通ネットワーク強化の取組を支援すること。
- 4 新型コロナウイルス感染症の収束状況を見据え、落ち込んだインバウンド需要の回復に向けて、水際対策の徹底や国民の不安を払拭するための対策を講じるとともに、観光誘客プロモーションの展開を図ること。

### 【提案・要望の理由】

- 国では、「国立公園満喫プロジェクト」において、訪日外国人の国立公園利用者数を令和2(2020)年までに1,000万人とする目標を掲げています。
- 本県では、平成28(2016)年12月にステップアッププログラム2020を策定し、県管理の自然公園施設について案内標識や看板の多言語化、公衆無線LANの整備等を進めてきたところです。
- しかし、老朽化した施設も多く更なる整備推進が求められているため、ステップアッププログラムを改訂したうえで、十分な予算を確保し、計画的に整備を進めていく必要があります。
- 一方、施設整備だけでなく、国立公園へのインバウンド旅行者の受入れを拡大するための外国語対応ガイド等の人材育成、インフォメーション機能施設の運営なども課題となっています。
- 受入れ施設の整備に加え、観光資源の磨き上げや観光地における道路の渋滞対策など交通ネットワークの強化も必要となっています。

- また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大のため、大きく落ち込んだインバウンド需要を回復させるためには、水際対策の徹底はもとより、国民の不安を払拭することが課題となります。
- このため、自然公園施設の整備と管理に対する財政措置及びインバウンド需要の将来的な回復を見据えた各種施策のほか、閑散期誘客や長期滞在を促進する取組並びに交通ネットワーク強化への支援を要望するものです。

{	県所管部課：環境森林部	自然環境課
	産業労働観光部	観光交流課
	県土整備部	交通政策課

## 【46】 国際観光旅客税の地方への配分について

所管省庁：国土交通省 観光庁  
環境省 自然環境局

国際観光旅客税について、地方の観光振興に資するよう、自由度が高く創意工夫が発揮できる交付金等により地方に配分すること。

### 【提案・要望の具体的内容】

- 1 インバウンド促進に向けた魅力ある観光地づくりを推進するため、「国際観光旅客税」を、地方が行う多言語表示の観光案内板等の基盤及び宿泊施設や国立公園等の質の向上等の受入環境の整備に加え、公衆無線LAN（Wi-Fi）等の管理運営費に活用できるようにするなど、地方の創意工夫が発揮できるよう、ハード・ソフト事業の両方に活用できる自由度の高い交付金制度等を創設すること。
- 2 新型コロナウイルス感染症の影響により深刻な被害を受けた観光地の復興を図るには中長期的な取組が不可欠なため、基金造成が可能となるような交付金制度とすること。

### 【提案・要望の理由】

- 国においては、「観光立国推進基本計画」において、訪日外国人旅行者数を令和2（2020）年までに4,000万人に増やすことを目標としており、本県においても、「とちぎ観光立県戦略」において、同年までに外国人宿泊者数を30万人に増やす目標を定めております。
- そのため、国においては、観光先進国の実現に向けた観光基盤の拡充・強化を図るための財源確保を目的として「国際観光旅客税」を創設し、空港における顔認証ゲートの整備やデジタルマーケティングの実施等に充当することとされております。
- 一方、本県では、近年急増する訪日外国人観光客の受入環境を整備すべく、多言語表示の観光案内板や公衆無線LAN（Wi-Fi）の整備等に対して支援しているほか、市町等と連携し、観光資源の磨き上げや観光地における二次交通の向上にも取り組み、訪日外国人観光客が快適に過ごせる観光地づくりを進めておりますが、その整備費に加え、管理運営費の負担等も課題となっております。
- また、「国立公園満喫プロジェクト」の目標達成に向けた、国立公園へのインバウンド旅行者の受入れ拡大のため、公園施設の整備に加え、ICT技術を応用した多様な言語対応等の環境整備による魅力発信が必要となっております。
- このようなことから、「国際観光旅客税」を地方の観光振興に資するよう、地方の創意工夫を活かし、ハード・ソフト事業の両方に活用できるような交付金制度等の創設を要望します。
- なお、新型コロナウイルス感染症の影響により深刻な被害を受けた観光



地の復興を図るには中長期的な取組が不可欠なため、リーマンショック時に実施した「地域活性化・経済危機対策臨時交付金」のような自由度の高い、基金造成が可能となるような交付金制度とする必要があります。

〔 県所管部課：環境 森林部 自然環境課  
産業労働観光部 観光交流課 〕

## 【47】 Society5.0 実現に向けた基盤整備について

所管省庁：内閣府 政策統括官（科学技術・イノベーション担当）

地方創生推進事務局

総務省 総合通信基盤局

情報流通行政局

Society5.0の実現に向けて、5Gの特定基地局整備や地方創生関連交付金等に係る予算の拡充、デジタル人材の育成及び国民の未来技術の利活用への啓発に取り組むこと。

### 【提案・要望の具体的内容】

- 1 5Gの特定基地局について、速やかかつ大都市と地方との偏りがなく整備されるよう、通信事業者に強く働きかけること。
- 2 地域におけるデジタル化施策を推進するため、地方創生関連交付金等の予算を拡充すること。
- 3 未来技術の利活用にあたり、県が行うデジタル人材育成の取組を支援するとともに、国においても、より高度な技能を有する人材を育成していくこと。
- 4 未来技術の利活用について、広く国民に浸透するよう、周知・啓発活動に積極的に取り組むこと。

### 【提案・要望の理由】

- 人口減少や少子高齢化が進行する中、様々な分野における担い手の不足や生活交通の維持、高齢者の見守り、医療・教育の格差など、社会的課題が山積しており、特に地方においてその傾向は顕著です。
- こうした課題を解決するため、AIやIoTなどの未来技術が身近な生活の中で活用され、モノやサービスの生産性・利便性を向上させることにより、地域・年齢・性別等による格差をなくし、経済発展と地域課題の解決を両立できる社会（Society5.0）の実現を目指していく必要があります。
- 特に、新型コロナウイルス感染症対策が長期化し、感染症との共存が求められる中、テレワークやオンライン会議、遠隔教育の推進等、「デジタル・トランスフォーメーション」を早急に進めていくことが必要です。
- デジタル・トランスフォーメーションの推進に当たっては、高速・大容量のみではなく、多数同時接続・超低遅延である5Gは、必須のインフラであり、市場原理では整備が遅れる、又は整備されない地方にこそ、早期整備が求められます。
- また、県や市町においては、各種デジタル化施策を推進しているところですが、これら施策による地域課題の解決を加速していくため、地方創生関連交付金や5G等の整備促進に係る予算の拡充が求められます。

- さらに、未来技術の利活用にあたっては、地域のユーザー企業やベンダー企業双方の人材育成や、高度な技能をもつ人材育成・地方への定着が必要です。
- 加えて、Society5.0の実現や新型コロナウイルス感染の拡大を予防する「新しい生活様式」の定着に向けては、一部の未来技術を利用できる人だけでなく、全ての国民が利活用しその恩恵を受けることによって、様々な分野間の連携が促進され、更なる利便性の向上や社会全体の最適化・スマート化が図られることから、国民への啓発が必要です。

[県所管部課：総合政策部デジタル戦略室]

## 【48】放射性物質に汚染された廃棄物の処分及び除染対策の推進について

所管省庁：環境省 環境再生・資源循環局  
農林水産省 生産局

### (1) 放射性物質に汚染された廃棄物

国の責任において指定廃棄物を速やかに処分するとともに、指定廃棄物以外の放射性物質に汚染された廃棄物についても、処理先の確保等に関する具体的な支援、住民理解促進のための情報提供、知識の普及啓発を行うこと。

また、賠償が円滑に行われるよう東京電力ホールディングス(株)を指導すること。

### (2) 除染対策

東京電力福島第一原子力発電所事故に起因する原子力災害から一刻も早く復旧・復興を成し遂げ、県民生活の安全・安心を確保するため、国の責任において地域の実情を踏まえた除染対策を推進すること。

## 【提案・要望の具体的内容】

### (1) 放射性物質に汚染された廃棄物

- 1 指定廃棄物については、国の責任において速やかに処分すること。
- 2 指定解除制度の運用に当たっては、指定廃棄物の処理責任は国にあることを基本に、地方公共団体の意見を踏まえ対応すること。
- 3 指定解除後の廃棄物も含め、8,000Bq/kg以下の廃棄物についても、処理先の確保等に関する具体的な支援を行うこと。
- 4 一時保管が長期化している農家等の負担軽減策を講ずること。
- 5 放射性物質に汚染された廃棄物の処理の安全性に関する住民理解を促進するため、正確かつ分かりやすい情報提供や知識の普及啓発を行うこと。
- 6 地方公共団体及び民間事業者が行う廃棄物の収集・運搬、保管、処分及びモニタリングに係る必要な経費の賠償が円滑に行われるよう、東京電力ホールディングス(株)を指導すること。

### (2) 除染対策

- 1 除染に伴い生じた除去土壌等については、保管場所における自然災害からの被災防止対策や除去土壌の処分に係る制度化など、国の責任において安全な保管及び処分に係る措置を講ずること。
- 2 農地の除染対策については、全ての農業者が負担なく、かつ効果的な除染を確実に実施できるよう、令和3(2021)年度以降も放射性物質吸収抑制対策事業(東日本大震災農業生産対策交付金)を継続すること。
- 3 除染等に要した経費については、国及び東京電力ホールディングス(株)の責任において万全の措置を早急に講ずること。

## 【提案・要望の理由】

### (1) 放射性物質に汚染された廃棄物

- 本県の指定廃棄物は福島県に次いで多く、県内約 160 箇所にて一時保管されている状況であり、農家・事業者の負担や、自然災害による飛散・流出のリスクを考えると、一日も早く安全に処理する必要があります。
- 指定廃棄物の処理は、地元の理解を得ながら進めて行くことが重要であるため、今後も国が責任をもって、処理の必要性や安全性などについて、丁寧に説明をしていく必要があります。
- また、平成 28(2016)年に国は、指定を解除する制度を創設したところですが、運用に当たっては、地方公共団体の意見を踏まえながら、市町村や排出事業者には責任を押し付けることのないよう、対応していく必要があります。
- そこで、国においては、指定廃棄物や指定解除後の廃棄物を含め、放射性物質に汚染された廃棄物の適切かつ迅速な処理に向け早急に対応するよう要望するものです。
- 併せて、農家・事業者による指定廃棄物の一時保管が長期化する中、特に個人で保管する農家の負担軽減は優先的な課題であることから、市町単位の暫定集約の実現に向け、市町の意向を十分確認しながら、地域の実情に配慮して丁寧に対応するよう要望します。
- また、原発事故に起因して廃棄物の保管・処分等に要した経費については、東京電力ホールディングス(株)に求償していますが、今もなお、一部未払いの経費があることから、これらの経費を賠償の対象とするほか、処理先が確保できず、やむを得ず保管を継続するために要する経費についても、引き続き支払いが円滑に行われるよう、指導を求めるものです。

### (2) 除染対策

- 除去土壌については、剪定枝や落葉などの除染廃棄物を含め地域での保管が続いていることから、住民の安全・安心の確保のため、地域の理解を得ながら処分が進められるよう、国の責任において、具体的方法を示すとともに、理解促進のための方策を講ずることが必要です。
- さらに、大雨により保管場所から除去土壌及び除染廃棄物が流出するなどの事案が発生していることから、今後の自然災害から再び被災しないよう適切な防止対策が必要です。
- また、本県では現在でも農作物等から放射性セシウムが検出されており、放射性物質を吸収しやすい水稻や大豆等の作物については、放射性物質の吸収抑制対策への継続した支援が必要です。
- そこで、除染対策を推進し、残された課題に取り組むため、国による迅速かつ責任ある対応を要望するものです。

県所管部課：環境森林部	廃棄物対策課
農政部	経営技術課
	畜産振興課

## 【49】 原木しいたけ等の復興への支援について

所管省庁：農林水産省 林 野 庁

東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う放射性物質の影響により、出荷が制限されている原木しいたけ等の復興に不可欠となる、安全な原木調達に資するための支援策を継続すること。

### 【提案・要望の具体的内容】

- 1 原木しいたけ等の復興には安全な原木調達が不可欠であるが、県内の原木については放射性物質の影響が残るため、国における原木需給調整機能を強化するとともに、県内産しいたけ原木の利用拡大に向けた支援を継続すること。

### 【提案・要望の理由】

- 本県では、国の支援や生産者の努力により原木しいたけの出荷制限一部解除が広がりつつあるところではありますが、さらに出荷制限解除を進めていくためには、安全な原木を安定的に確保していくことが不可欠となっています。
- このため、国においては、「特用林産施設体制整備復興事業」を令和2(2020)年度まで5年間延長し、しいたけ原木等の生産資材の支援を行っているところです。
- これらを受けて、県では、国のマッチング制度を活用した県外原木の確保に努めるとともに、県内産原木の利用拡大に向けた取組を進めています。
- しかしながら、未だ県内の原木については放射性物質の影響が残るため、今後も安定的に原木が入手できるよう、供給量の拡大に向け国が積極的に関与するなど需給調整機能を強化することを要望します。
- また、県内産原木の利用拡大をさらに進めるためには、放射能汚染の影響が続いているしいたけ原木林の伐採更新が必要となることから、その支援策の拡充（植栽を含む）を要望します。

〔県所管部課：環境森林部 林業木材産業課〕

## 【50】農産物及び加工食品に関する輸出環境の整備について

所管省庁：農林水産省 大臣官房国際部  
消費・安全局  
食料産業局  
厚生労働省 医薬・生活衛生局

農産物及び加工食品の輸入規制並びに日本産農産物の検疫条件が未設定の品目等がある国・地域に対し、規制の早期解除、迅速な政府間交渉等を行い、輸出環境を整備すること。

また、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた国際物流について、復旧に向けた支援を行うこと。

### 【提案・要望の具体的内容】

- 1 農産物及び加工食品の輸入規制を行っている諸外国に対し、国において輸入規制の早期解除の交渉を行うとともに、農産物等の安全性に関する的確な情報を発信するなど、風評被害の払拭に向けて積極的に取り組むこと。
- 2 日本産農産物の検疫について、条件が未設定の品目や、既に検疫条件が設定されているものの厳しい条件が課されている品目がある諸外国に対し、条件の設定や緩和に向け、迅速に政府間交渉を行うこと。
- 3 新型コロナウイルス感染症の影響を受けた国際物流について、復旧に向けた支援を行うこと。
- 4 本県では、令和2(2020)年4月1日に「とちぎ食肉センター」が開場しており、当該施設から早期の牛肉輸出が可能となるよう、各国の輸出認定取得に向け、認定申請者に対する指導を引き続き行うこと。

### 【提案・要望の理由】

- 平成23(2011)年3月の福島第一原子力発電所の事故により、本県産農産物や加工食品に対し、輸出先となっていた多くの国で輸入規制措置が取られ、輸出が停止しました。
- 現在までに、一部の国では規制措置の解除や緩和がなされたものの、本県産農産物や加工食品の主要輸出先であった中国、台湾などでは、一部又は全ての食品の輸入停止措置が続いており、輸出拡大を図る上で大きな課題となっていることから、輸入規制の早期解除の交渉を行うとともに、安全性に関する的確かつ積極的な情報発信による風評被害の早急な払拭が必要とされています。
- また、日本産農産物の検疫について、検疫条件が未設定の品目や、既に設定されているものの厳しい条件が課されている品目がある国・地域では、当該品目の輸出に係る障壁となっています。
- このような中、国では、令和2(2020)年3月31日に新たな食料・農業・農村基本計画が閣議決定され、国産農林水産物・食品の輸出額を令和12(2030)年までに5兆円にすることを目標とし、「農林水産物及び食品の輸出

の促進に関する法律」に基づき、政府が一体となった輸出の促進を図ることとしました。

- このため、福島第一原子力発電所事故の後、安全性が確認された日本産農産物や加工食品については、国において輸入規制の早期解除に取り組むとともに、日本産農産物の検疫条件が未設定の品目や厳しい条件が課されている品目がある国・地域に対し、条件の設定や緩和に向け迅速な政府間交渉を行うなど、輸出環境を整備することを要望します。
- また、新型コロナウイルス感染症の流行は、航空便の大幅な減便による輸送手段の減少や、それに伴う輸送運賃価格の上昇など、農産物・食品の輸出に対しても大きな影響を与えており、回復の目処が立たない状況にあります。早期に元通りの輸出が可能となるよう、国際物流の復旧に向けた支援を要望します。
- さらに、本県では、輸出が可能な衛生基準を備えた「とちぎ食肉センター」が令和2(2020)年4月1日に開場しました。当該施設から早期の牛肉輸出が可能となるよう、各国の輸出認定の取得に向け、認定申請者に対する継続的な指導を要望します。

{	県所管部課：保 健 福 祉 部	生活衛生課
	産業労働観光部	国 際 課
	農 政 部	経済流通課
		畜産振興課



## 【51】 地方創生及び地方分権改革の推進について

所管省庁：内閣官房 まち・ひと・しごと創生本部  
内閣府 地方分権改革推進室  
地方創生推進室  
総務省 自治行政局  
自治財政局  
自治税務局

新型コロナウイルス感染症等の脅威に打ち勝つ力強い地方創生の実現に向け、地方が自主性・独自性を発揮して取り組むために必要な財源の更なる確保に努めるとともに、国においても、地方の現状や課題等を踏まえながら、積極的な施策展開を図ること。

また、地方創生の基盤となる地方分権改革を、今般の感染症対策における国と地方の役割等に係る課題も十分に踏まえ、地方と十分協議しながら、強力に推進すること。

### 【提案・要望の具体的内容】

- 1 新型コロナウイルス感染症等の脅威に打ち勝つ力強い地方創生の実現に向け、地方が地域の実情に応じて創意工夫を凝らし、自主性・独自性を最大限に発揮して取り組むため、新型コロナウイルス感染症が終息するまで、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金などにより引き続き必要な財源を確保するとともに、まち・ひと・しごと創生事業費及び地方創生関連交付金等の必要な財源の更なる拡充や要件の緩和に努めること。
- 2 国と地方が中長期的な展望のもと、感染症の影響による地域経済の危機を乗り越え、地方創生の取組を深化させるため、現状や課題等を踏まえた地方の主体的な取組に対する支援を拡充・継続するとともに、国においても積極的な施策展開を図ること。
- 3 地方創生の取組を加速化するため、地域が自らの発想と創意工夫により課題解決を図れるよう、今般の感染症対策における国と地方の役割等に係る課題も十分に踏まえ、地方への権限と財源の移譲等、地方分権改革をより一層推進するとともに、「提案募集方式」においては、地方からの提案を真摯に検討し、最大限の実現を図ること。

### 【提案・要望の理由】

- 人口減少に歯止めをかけ、将来にわたって活力ある社会を維持していくため、本県版総合戦略である「とちぎ創生15戦略（第2期）」に基づき、人口減少克服・地方創生に積極的に取り組んでいます。
- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大はあらゆる社会経済活動に大きな影響を及ぼしており、地方税の大幅な減収を招くことが予想される中、今後、地方が活力を取り戻し、地方創生の流れをさらに力強いものとしてい

くためには、地域の実情に応じて創意工夫を凝らし、自主性・独自性を最大限に発揮できるよう、新型コロナウイルス感染症が終息するまで、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金などにより、十分な財源を確保することが必要です。あわせて、まち・ひと・しごと創生事業費及び地方創生関連交付金等の更なる拡充や要件緩和が必要です。

- また、国と地方が中長期的な展望のもと、感染症の影響による地域経済の危機を乗り越えるとともに、地方創生の取組を深化させるため、現状や課題等を踏まえた地方の主体的な取組に対する支援を拡充・継続することが不可欠です。
- さらに、人口減少の背景にある構造的課題を解決するために国が果たすべき役割は大きく、抜本的な少子化対策や地域経済の再生、地方への移住定住政策など、国自らがなすべき施策を大胆に実行していくことが不可欠です。
- 地方分権改革は、地方創生の基盤となるものであり、地方の自主的・自立的な自治体運営を確立するためには、今般の感染症対策における国と地方の役割等に係る課題も十分に踏まえつつ、事務・権限の移譲とともに、国から地方への税源移譲を進め、地方税財源の充実強化を図る必要があるなど、地方分権改革を、国を挙げて一層強力に推進することが不可欠です。
- また、導入から7年目を迎えた「提案募集方式」は、国が主導するのではなく、地方の発意により地方分権改革を推進する手法であり、地方創生の実現に向け、地域の課題解決のための取組を一層進めるには、支障事例等が具体的に示されたものを対象とするだけでなく、制度導入の趣旨を踏まえ、住民に身近な行政は地方自治体にできる限り委ね、国と地方の役割分担のあるべき姿を実現するという観点も重視するなど、地方からの提案を真摯に検討し、最大限実現する必要があります。

{	県所管部課：総合政策部	総合政策課
		市町村課
		地域振興課
	経営管理部	財政課
		行政改革ICT推進課

## 【52】 地方公共団体におけるデジタルガバメントの推進について

所管省庁：内閣官房 情報通信技術（IT）総合戦略室  
内閣府 規制改革推進室  
総務省 自治行政局  
情報流通行政局

新型コロナウイルス感染症の影響により、デジタル化を前提とした社会への変革が求められており、行政手続のデジタル化やテレワーク等、デジタルガバメントの推進に向けて、国が旗振り役となって取り組んでいくこと。

### 【提案・要望の具体的内容】

- 1 本県では、県民の利便性向上と行政の効率化に向けた行政手続のデジタル化を進める中で、対面や押印、添付書類等を求める規則や慣行等の見直しが課題となっており、法令に基づく行政手続については国による対応が必要であることから、所管省庁に対しデジタル化の推進及び制度の見直し等を要請すること。あわせて、地方公共団体の取組状況把握に努め、好事例の周知を図ること。
- 2 新型コロナウイルス感染症により、今後、テレワークの推進を加速する必要があるため、その環境整備について財政的支援を行うこと。
- 3 デジタルガバメントの推進にあたっては、セキュリティ確保と利便性向上の両立が重要であることから、国において統一的な方針を明示するとともに、地方公共団体における自治体情報セキュリティクラウドの更新に必要な財源措置を確実に講じること。

### 【提案・要望の理由】

- 新型コロナウイルス感染症により、デジタル化を前提とした社会への変革が求められており、地方行政においてもそれに合わせた環境整備が喫緊の課題となっています。
- 令和元年12月に策定した「デジタル・ガバメント実行計画」では、地方公共団体におけるデジタルガバメントの推進が明記されています。
- 本県では、行政手続のデジタル化に向けて、業務の見直しや押印省略、電子申請への移行等に向けた取組を進めていますが、法令に基づく行政手続については国の制度見直しが必要です。
- あわせて、安全で安心なセキュリティ対策を講じている自治体情報セキュリティクラウドについては、令和3年度末に更新時期を迎えることから、国が改定予定の「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」を踏まえたセキュリティを確保するため、地方公共団体が更新する際に必要な財源措置を確実に講じることが求められます。

〔県所管部課：経営管理部 行政改革ICT推進課〕

## 【53】 地方税財源の充実・強化について

所管省庁：内閣府 地方創生推進室  
総務省 自治財政局

令和3(2021)年度地方財政計画の策定に当たっては、必要な地方一般財源総額等を確保すること。

### 【提案・要望の具体的内容】

- 1 令和3(2021)年度地方財政計画の策定に当たっては、新型コロナウイルス感染症や超高齢社会への対応、地方創生の推進に係る地方の必要不可欠な財政需要を的確に計上するとともに、臨時財政対策債の廃止や地方交付税の法定率の引上げを含めた抜本的な改革を行い、今後とも、予見可能性を持ちながら、計画的な財政運営を行うことができるよう、必要な地方一般財源総額を確保すること。
- 2 新型コロナウイルス感染症への対応について、地方が地域の実情に応じて創意工夫を凝らし、自主性・独自性を最大限に発揮して取り組むため、新型コロナウイルス感染症が終息するまで、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金などにより引き続き必要な財源を確保すること。
- 3 更なる高齢化に伴い医療・福祉関係経費が増加し続ける中において、社会保障制度の持続可能性を確保するとともに、少子化に対処するための子ども・子育て支援の充実に着実に取り組めるよう、十分な財源を確保すること。
- 4 人口減少等の厳しい状況に置かれている財政力の弱い市町村についても、身近な住民サービスを安定して提供し続けられるよう、十分な財源を確保するとともに、公的資金補償金免除繰上償還の再実施などを検討すること。

### 【提案・要望の理由】

- 新型コロナウイルス感染症の影響による経済の下振れやそれに伴う地方の税財源の大幅な減少が懸念されるところ、同感染症の感染拡大に伴い取り組む諸般の対策に係る事業費の確保が必要です。
- また、本県では、これまで人員削減などの行財政改革を積極的に推進するとともに、平成28(2016)年度から「とちぎ行革プラン2016」に基づき財政健全化に継続的に取り組んでいるところですが、医療・福祉関係経費等の増加などにより、今後も財源不足が見込まれています。
- 本県の市町村においても、不断の行財政改革に取り組んでいるものの、医療・福祉関係経費等の増大などにより一般財源は常に逼迫した状況となっています。
- このようなことから、地方が安定的な財政運営を行うためには、

地方交付税を含め、必要な地方一般財源総額を確保することが不可欠です。

〔 県所管部課：総合政策部 市町村課  
                  経営管理部 財政課 〕

## 【54】 地方税制度の見直しについて

所管省庁：総務省 自治税務局

社会経済情勢や企業の事業活動等の実情を踏まえた地方税制度とすること。

### 【提案・要望の具体的内容】

- 1 地方税制度の見直しにおいては、引き続き、偏在性が小さく安定的な税体系を構築することとし、地方の歳入に影響を与えないようにすること。
- 2 法人二税については、事業所の判定及び分割基準が行政サービスの受益関係を的確に反映しているか確認し、社会経済情勢の変化に合わせた制度に見直すこと。

特に、従業員が常駐しない太陽光発電施設について、当該施設の所有法人を、その施設が所在する都道府県の課税対象とすること。

- 3 ゴルフ場利用税については、その税収の3割はゴルフ場所在の都道府県の貴重な財源であるとともに、7割は交付金として所在市町村に交付され、当該市町村の特有の行政需要に対応していること、特に財源に乏しい中山間地域では貴重な財源となっていることから、引き続き現行制度を堅持すること。

### 【提案・要望の理由】

- 新型コロナウイルス感染症の影響により大幅な税収の減少が見込まれます。また、感染拡大の収束が見通せない中、税収の回復が不透明な状況下にあることから、安定的な税体系を構築することが一層求められます。
- 現行の人的及び物的設備を前提とした事業所の判定及び従業員数等を基礎とした分割基準は社会経済情勢の変化に合わせ見直しが必要であるところ、太陽光発電事業については、県内に無人の発電用固定資産を有する多くの法人に法人二税を課税することができません。その発電用固定資産が無人であることから人的要件を満たさず、事業所と判定されないためです。結果として本店機能が集中する大都市圏に税収が偏在しています。

そのため、無人であっても事業所と判定し、分割基準を電気供給業と同様に固定資産価額にする等、発電用固定資産のみが設置されている場合においても課税対象とするよう、制度の見直しを要望するものです。

〔 県所管部課：経営管理部 税 務 課 〕

## 【55】 地方債制度の充実・強化について

所管省庁：総務省 自治財政局

安定的な資金確保のため、地方債制度の充実・強化を図ること。

### 【提案・要望の具体的内容】

- 1 新型コロナウイルス感染症の影響が続いている間は、税収減の補てん措置のため、減収補てん債の対象税目を拡大すること。
- 2 令和3(2021)年度以降も防災・減災対策を更に強力に進めていくため、緊急防災・減災事業債及び緊急自然災害防止対策事業債の継続や対象事業の拡大を図ること。
- 3 災害復旧事業債について、著しく異常かつ激甚な非常災害等まで至らなくとも、復旧・復興には多くの経費がかかることから、近年、災害が頻発化していることも踏まえ、過年の補助・直轄災害復旧事業への地方債の充当率を、現年と同率とすること。
- 4 地方債の円滑な資金調達に向け、公的資金を確保するなどの支援策を講じること。

### 【提案・要望の理由】

- 現行の減収補てん債については、法人住民税法人税割、法人事業税、個人住民税利子割及び特別法人事業譲与税がその対象税目とされています。しかしながら、新型コロナウイルス感染症の影響により幅広い税目で大幅な減収が予想されることから、当該影響が続いている間は、資金の確保のため、地方消費税等も減収補てん債に追加するよう要望します。
- 緊急防災・減災事業債を活用して災害に強いまちづくりのための事業等を進めていますが、当該地方債は、東日本大震災に係る復興・創生期間である令和2(2020)年度までの措置とされています。また、緊急自然災害防止対策事業債を活用して「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」と連携した防災インフラの整備を進めていますが、当該地方債は、令和2(2020)年度までの措置とされています。しかしながら、令和元年東日本台風の被害状況を踏まえると、今後も継続した取り組みが必要です。
- 補助・直轄災害復旧事業は、現年と過年の配分が都道府県では決められないこと、事業内容について現年と過年で差異がないことから、過年の充当率を現年と同率にするよう要望します。
- 地方債の安定的かつ円滑な資金調達のためには、公的資金の確保などの支援が必要であり、要望するものです。

〔県所管部課：経営管理部 財政課〕

## 【56】 国会等移転の促進等について

所管省庁：国土交通省 国土政策局  
内閣府 大臣官房  
国会等移転審議会事務局

今後想定される首都直下地震をはじめとした大規模な自然災害や新型コロナウイルス感染症等に対する国の対応力強化及び東京一極集中是正の観点から、国会等移転の早期実現に向けて、国会において具体的な議論が進展するよう働きかけるとともに、国民の合意形成に向けた取組を強化すること。

また、国会等移転のワンステップとして、大規模災害時等における危機管理機能などを有する「キャンプ那須(仮称)」の整備を検討すること。

さらに、今般の新型コロナウイルス感染症により顕在化した「大都市圏への過度な人口集中」に伴うリスクを減少・回避するため、「中央省庁の地方移転」等について具体的検討を進めること。

### 【提案・要望の具体的内容】

- 1 東日本大震災後も我が国は様々な災害に見舞われており、今後想定される首都直下地震をはじめとした大規模な自然災害や新型コロナウイルス感染症等に対する国家中枢機能の災害対応力の強化及び東京一極集中の是正の必要性が再認識されているため、国会において国会等移転の早期実現に向けた具体的な議論が進められるよう、強く働きかけるとともに、国会等移転の意義・必要性について国民に具体的に説明するなど、その合意形成に向けた取組を強化すること。
- 2 国会等移転のワンステップとして、次のような多様な機能を持った「キャンプ那須(仮称)」の整備について検討すること。
  - ・大規模地震等に備える危機管理機能を有する施設
  - ・外国からの要人を迎え、政府首脳と会談を行う迎賓施設
  - ・首相をはじめ政府首脳が静養も行える施設
- 3 今般の新型コロナウイルス感染症により顕在化した「大都市圏への過度な人口集中」に伴うリスクを減少・回避するため、リモートワーク等を推進するデジタル技術の更なる活用を図り「中央省庁の地方移転」等について具体的検討を進めること。

### 【提案・要望の理由】

- 国会における議論の場となっていた「国会等の移転に関する政党間両院協議会」は、平成 17(2005)年 10 月を最後に開催されていません。
- 平成 23(2011)年 3 月 11 日に発生した東日本大震災は、未曾有の被害を引き起こしました。仮に同規模の震災が東京で発生した場合、国の中枢機能が停止状態に陥ることが危惧されます。
- 中央防災会議において、広範な観点から首都直下地震対策が検討され、



国家中枢機能の災害対応力の強化をはじめ、東京への一極集中の是正、国政全般の改革といった国会等移転の意義・必要性は、一層高まったものといえます。

- また、「国土形成計画（全国計画）」においても、東京一極集中の是正や国土の災害対応力の強化等に寄与する重要な課題として、記されています。
- こうしたことから、本来の国会等移転の早期実現に向けて具体的な議論が進展するよう、強く働きかける必要があります。その際、国会等移転審議会において、「栃木・福島地域」が候補地として最高評価を得ているこれまでの議論を尊重するとともに、国民に対し移転の意義・必要性を具体的に説明し、その関心を高め、合意形成を図ることが重要です。
- また、今後想定される首都直下地震をはじめとした大規模な自然災害やテロ、新型コロナウイルス感染症等に対する国の対応力強化の観点から、「大都市圏への過度な人口集中」に伴うリスクを減少・回避するため、東京とは別の場所に危機管理機能を有する施設を整備しておくことの重要性が改めて認識されました。
- このため、国会等移転のワンステップとして、「自然環境に恵まれ、公有地が確保しやすく、東京にも近い」といった多くの長所を有する那須地域に、「キャンプ・デービッド」のような多様な機能を持った「キャンプ那須(仮称)」を整備することが必要と考えます。
- さらに、リモートワーク等を推進するデジタル技術の更なる活用を図り「中央省庁の地方移転」等について具体的検討を進めることを要望するものです。

〔県所管部課：総合政策部 総合政策課〕